

第1章 すべての人がいきいき輝くまちづくり

第1節 非核、平和のまちづくり

第1章 すべての人がいきいき輝くまちづくり

第1節 非核、平和のまちづくり

体系

- 1 非核平和への貢献
 - (1) 非核平和意識の普及
 - (2) 非核平和事業の推進

動向と課題

- 1 21世紀においてもなお、世界各地で武力紛争が繰り返され、数多くの人命が犠牲になり、なかでも子どもや女性が傷つき命が失われています。また、核兵器の開発や関連技術の流出による核拡散の懸念が深まるなど、人類の平和と共存に大きな脅威を与えており、国際紛争の平和的解決を主張することは、わが国が担う役割です。
- 2 世界最初の核被爆国であるわが国の自治体として、本市も全国の非核平和宣言都市と連携して核兵器の廃絶と恒久平和の実現を国内外に呼びかけ、核兵器廃絶運動の輪をさらに広げていくことが必要です。
- 3 本市は、平和を希求する市民の総意の下に、非核三原則の完全な実施と核兵器の廃絶を訴えた「非核平和都市宣言」の決意を新たにし、戦争の悲惨さと平和の尊さを次代に伝えるなど啓発に努めるとともに、非核平和についての幅広い施策の展開を図り、「非核平和都市宣言」をより実効あるものにする必要があります。

基本方向

- 1 非核平和意識の高揚を図るための啓発を進めるとともに、市民の自主的な核兵器廃絶運動や平和運動への支援、非核平和宣言都市間の交流など、市民と共に平和を愛するまちづくりを進めます。

計画

- 1 非核平和への貢献
 - (1) 非核平和意識の普及

学校教育や社会教育を含むあらゆる場において、非核平和意識の普及と高揚を図ります。また、平和祈念資料室の充実、市民平和のつどいの開催などにより、核兵器の廃絶と戦争の悲惨さを訴える事業を推進します。
 - (2) 非核平和事業の推進

非核平和事業への市民の自主的な参加を促進し、市民と共に非核平和のための諸事業を進めます。また、平和を願う市民の自主的な活動を育成するため、情報を提供するなど必要な支援を行います。さらに、非核平和宣言都市や関係機関などとの交流を進め、情報の収集を図ります。

第1章 すべての人がいきいき輝くまちづくり 第2節 人権を尊重するまちづくり

体系

1 人権の保障

- (1) 人権教育と啓発の推進
- (2) 相談・支援の強化
- (3) 情報提供と連携
- (4) 交流の促進

動向と課題

- 1 世界人権宣言は、すべての人の個人としての固有の尊厳と平等にして譲ることのできない権利とを承認することが、世界における自由と正義と平和の基礎であるとしています。そしてこれまで、「人権教育のための国連10年」の取組や「子どもの権利条約」の締結など、人権尊重への国際的な取組が広がり、国においてもさまざまな取組が進められてきました。すべての人が個人として尊重され平等な権利の下に生活するためには、行政の果たすべき責務は重大ですが、人権に関する市民の理解を得ることもまた重要です。
- 2 21世紀は「人権の世紀」と言われています。しかし、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人などをめぐり、いまだに人権が侵害される事態が続いています。また、犯罪被害者及びその家族の人権侵害や、社会の変化に伴って高度情報機器を利用した新たな人権侵害なども起きており、これらの問題の解決に向けてさらに取り組む必要があります。
- 3 一人ひとりの命の大切さや人としての権利が侵されることなく、真に個人が尊重される社会をつくるため、本市は、平成12年(2000年)に「人権尊重の社会をめざす条例」を施行しました。また、総合的に人権に関する施策を推進するために「人権施策基本方針」(平成17年(2005年)中に策定予定)を策定しました。すべての人びとの基本的人権が尊重され、人が輝くまちづくりに向けて、あらゆる行政分野に人権の視点を根付かせ、「人権施策基本方針」に

基づき施策を推進していく必要があります。

基本方向

- 1 「人権施策基本方針」に基づき、人権教育や啓発をはじめ、さまざまな人権課題に応じた施策を行政全般にわたって総合的に推進します。

計画

1 人権の保障

(1) 人権教育と啓発の推進

学校教育や社会教育を含むあらゆる場を活用し、多様な個性や価値観を認め合い、人を思いやる豊かな人権感覚を培う教育と啓発に取り組みます。また、市民の自発的な学習意欲を育ていけるような啓発に努めます。

(2) 相談・支援の強化

各種相談窓口の連携を強化し、相談者の自立支援に向け実効性のある相談・支援体制の構築に努めます。また、人権侵害への迅速で適切な対応に向けて、関係機関との連携を深めます。

(3) 情報提供と連携

人権に関する情報収集の充実を図るとともに、さまざまな広報媒体を通じて情報を提供します。また、市民の自主的な団体や、学校、企業、NPOなどに対して人権教育や啓発方法などについての情報提供に努め、市民と共に人権の視点に立った事業を促進します。

(4) 交流の促進

人と人とのふれあいを通じて、市民が互いに理解を深め、真に豊かな人権感覚を身につけるため、より多くの市民に呼びかけて地域交流を進めます。

第1章 すべての人がいきいき輝くまちづくり

第3節 男女共同参画のまちづくり

体系

- 1 男女共同参画社会の実現
- 2 男女共同参画に向けての意識改革
- 3 男女が人間らしくゆとりをもって働き暮らすための環境整備
 - (1) 家庭生活への男女共同参画の推進
 - (2) 労働の場における男女共同参画の推進
- 4 女性の生涯を通じた健康の保持・増進
- 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶のための基盤づくり
- 6 男女が共に自立して社会参画できる環境の整備
 - (1) 地域社会への男女共同参画の推進
 - (2) 市政への参画

動向と課題

- 1 固定的な性別役割分担の考え方は、まだ社会の中に根強く残っており、そのことが子育て中の女性の労働力率の低下などさまざまな不平等をもたらしています。また、女性に対する人権侵害であるドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの実態も明らかになっています。男女が性別にかかわらず、その個性と能力をあらゆる分野で発揮できる男女共同参画社会の実現が強く求められています。
- 2 国は、平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」を制定し、その中で男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけています。また、平成13年(2001年)に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定しました。
- 3 本市は、平成14年(2002年)に、男女共同参画社会の実現に向けて、行政と市民、事業者が協働するための基盤となる「男女共同参画推進条例」を制定しました。そして、条例の実現を図るため、平成15年(2003年)に「男女共同参画プラン」を策定しまし

た。

条例やプランに基づき、男女が家庭、職場、地域、学校などあらゆる分野に対等な立場で参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者、行政が協働して計画的に施策を推進していく必要があります。

基本方向

- 1 男女共同参画の推進に関する施策は、行政や市民生活のさまざまな分野に及ぶことから、市民、事業者の協力の下、総合的かつ計画的に推進していきます。
- 2 男女共同参画の推進に向けて、意識改革を進めるためにあらゆる場での啓発や学習を進めます。
- 3 家庭生活への男女共同参画の推進、仕事と育児の両立支援のための施策を推進するとともに社会環境の整備を進めます。
- 4 女性の生涯を通じた健康の保持・増進に努めます。また、男女が対等な構成員として、安心して暮らすことができるよう、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け施策を推進していきます。
- 5 男女が共に自立して社会参画できるよう、積極的に施策を推進していきます。

計画

- 1 男女共同参画社会の実現
「男女共同参画推進条例」及び「男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現をめざし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。また、市民との連携を進め、評価基準の設定を行うなど、プランを効果的に推進します。
男女共同参画施策への苦情や、性別による権利侵害に関する相談を受け、勧告や調査、助言を行う苦情等処理委員制度の普及と活用を図ります。
- 2 男女共同参画に向けての意識改革

男女共同参画の推進に向けての調査研究や情報収集・提供等を行うとともに、意識改革を進めるために、学校教育や社会教育を含むあらゆる場での啓発や学習を進めます。また、日常生活の中に組み込まれた性別による役割分担から生じる、市民のさまざまな悩みを受け止めて、相談に応じることができるよう、体制の充実を図ります。

3 男女が人間らしくゆとりをもって働き暮らすための環境整備

(1) 家庭生活への男女共同参画の推進

男女が共に子育て、家族の介護その他家庭における活動に対等な立場で参画できるよう啓発に努めます。

(2) 労働の場における男女共同参画の推進

職場における男女共同参画について啓発に努めるとともに、仕事と家事・育児・介護などの両立支援や、妊娠・出産期における健康の支援のための環境整備を事業者と協働して進めます。

また、女性のさまざまな就労を拡大するために、能力発揮や起業に向けて支援します。

4 女性の生涯を通じた健康の保持・増進

女性の思春期から高齢期までの年代に応じた健康の保持・増進のための支援に努めるとともに、男女が性に関する正しい理解を深めるための情報提供等の施策の充実を図ります。

5 女性に対するあらゆる暴力の根絶のための基盤づくり

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた教育や啓発を進めるとともに、関係機関などと連携し、被害者支援施策を推進します。

6 男女が共に自立して社会参画できる環境の整備

(1) 地域社会への男女共同参画の推進

地域社会への男女共同参画を推進するために、女性関係団体やグループなどの学習活動への支援と交流の促進に努めます。また、さまざまな課題の解決をめざし、地域で活動する人材の育成を進めます。

(2) 市政への参画

女性の意見を行政に反映させるため、各種審議会等への参画を進めるなど、政策や方針決定の場への女性の参画を積極的に推進します。

第2章 市民自治が育む自立のまちづくり

第1節 多様なコミュニティ活動の充実による住みよいまちづくり

第2章 市民自治が育む自立のまちづくり

第1節 多様なコミュニティ活動の充実による住みよいまちづくり

体系

- 1 コミュニティ活動の充実
 - (1) コミュニティ意識の醸成
 - (2) コミュニティ活動の促進
 - (3) 情報交流の促進
- 2 コミュニティ施設の充実
 - (1) コミュニティ施設の整備と運営
 - (2) コミュニティ関連施設のネットワーク化
- 3 コミュニティとの協働の推進

動向と課題

- 1 少子・高齢化の進行やひとり暮らし世帯の増加、価値観やライフスタイルの多様化などが、地域社会における住民間のかかわりに影響を与え、住民相互の連帯感やつながりを希薄にしてきました。しかしその一方で、先の阪神・淡路大震災でのボランティアの活躍にみられるように、人権や福祉、子育てや環境など日常生活に密接にかかわる分野で、市民自らが、課題解決のために考え、行動する新たな取組も広がってきています。
- 2 本市においても、これまでの暮らしや学習、文化、スポーツにかかわる市民の諸活動に加えて、こうした課題の解決に向けて、市民の自発的で主体的な活動が展開されるようになっていきます。また、地域経済の振興とも関連して、事業者による地域のまちづくりへの取組も行われるようになっていきます。これらの諸活動は住民相互の連帯感やつながりを再生し、さらに地域のさまざまな課題を自らが解決していこうとするコミュニティを形成する新たな原動力となってきています。
- 3 まちづくりの主体は市民です。そしてまちづくりの基盤となるのがコミュニティです。市民のさまざまな活動が地域コミュニティや地域づくりと結びつくことにより、自立したまちづくりが可能となります。

次代を担う若い世代や、団塊の世代など、多くの市民の参加と協力により、自治会活動やボランティア、NPOなどの自主的な活動がさらに発展し、豊かな地域コミュニティの形成に寄与するよう支援する必要があります。

- 4 本市は、これまでにコミュニティセンターを2館建設し、地域住民によるコミュニティ協議会の運営により、コミュニティの形成と、市民自らの多様な地域活動の拠点としての取組を行ってきました。また、市民センターなど広範な市民が利用する広域施設と、市民ホールなど地域に密着した近隣施設の両面にわたってコミュニティ施設の整備に努めてきました。施設の管理運営が指定管理者制度に移行する中で、地域住民との協働による効果的な運営により一層努めるとともに、今後は、施設への交通の利便性等も考慮し、既存施設の活用等も含めて、地域活動、地域情報の拠点の整備・充実を図る必要があります。

基本方向

- 1 コミュニティの振興を図るため、コミュニティ意識の醸成を促す施策を推進するとともに、市民のコミュニティ活動に対し、自主性を尊重しながら支援に努めます。
- 2 コミュニティ施設を既存施設の配置状況を基に、計画的、効率的に整備します。

また、コミュニティ活動との連携が図られるよう運営への市民参画を図るとともに、効果的な利用が進められるようコミュニティ関連施設のネットワーク化、多目的化を図ります。
- 3 豊かなコミュニティの形成を促進し、市民、事業者、行政の協働を進めます。

計画

1 コミュニティ活動の充実

(1) コミュニティ意識の醸成

暮らしや文化に関する活動や学習活動などの実態の把握に努めるとともに、それらの活動の場を活用し、コミュニティ意識の醸成につながる講習会や学習会の開催に努めます。

(2) コミュニティ活動の促進

自治会やボランティア団体等をはじめ、コミュニティ活動を進める団体に対し、自主性を尊重し支援します。また、地域にかかわる各分野の人材の発掘・育成に努めます。

さらに、地域を住みやすくするための自主的な活動に対して、情報の提供や学習の場の提供などの支援を行います。また、子どもを含む若い世代がまちづくりの担い手として育つよう支援します。

(3) 情報交流の促進

活動団体やその活動内容、人材の情報など地域情報の収集と提供に努め、活動団体相互の交流を促進するとともに、コミュニティ活動に関する情報紙の発行を行うなど、情報の交流を促進します。

2 コミュニティ施設の充実

(1) コミュニティ施設の整備と運営

地域別の施設の配置状況を勘案し、広範な市民が集える広域施設が必要とされる地域では、交通の利便性等を考慮しつつ、施設整備を進めます。あわせて、これらの広域施設について、コミュニティの振興に向けて地域活動、地域情報の拠点としての施設のあり方を検討します。

また、施設の効果的な利用に向けて運営の工夫を図るとともに、学校施設の地域開放など施設の多目的化を図り、地域ニーズに的確に対応できるようコミュニティ活動と連携した施設運営を図ります。

(2) コミュニティ関連施設のネットワーク化

地域における集会施設、福祉施設、文化・学習施設などを含めた幅広いコミュニティ関連施設の相互の連携を密にし、コミュニティ施設及びコミュニティ関連施設のネットワーク化を図ります。

3 コミュニティとの協働の推進

豊かなコミュニティの形成を促進し、日常生活にかかわる福祉や環境などの課題に対し、コミュニティと行政が、それぞれの役割と責任を明確にしながら、協働して取り組みます。

第2章 市民自治が育む自立のまちづくり

第2節 情報の共有化を進めるまちづくり

体系

- 1 情報技術の活用の推進
- 2 情報通信ネットワーク基盤整備の推進
- 3 情報化に伴う安全対策の推進
- 4 情報公開・情報提供の推進
- 5 個人情報保護の推進

動向と課題

- 1 情報技術の急速な発展により、容易に情報を共有することができるようになってきました。行政情報の共有化は、市民参画と協働を進める上での前提となるものであり、自治の基本です。誰もがまちづくりに参画できる条件を整えるためには、使いやすい情報技術や多様な広報媒体の活用による情報提供を進める必要があります。また、情報管理において安全対策を講じる必要があります。
- 2 情報の公開は、市民の知る権利を保障することであり、公正で透明な市政の実現を図る上で欠くことができないものです。また、市民生活に必要な情報とともに市政に関する多様な情報を適時・有効に活用できるよう積極的に提供する必要があります。
- 3 情報の共有化にあたり、個人情報の適正な取扱いが強く求められています。情報の提供者として、また、情報の管理者として行政の果たすべき役割がますます大きくなる中で、市民、事業者とともに個人情報の保護を推進しなければなりません。

基本方向

- 1 新たな情報技術の活用を図るとともに、情報通信ネットワークを利用し必要な情報を共有することができる総合的なネットワークシステムの構築をめざします。
- 2 情報公開制度の推進により、市民の知る権利を

保障します。また、市民生活に必要な情報を多様な広報媒体を用いて積極的に提供します。

- 3 個人情報について、自己の情報の開示、訂正、削除等の権利を保障するとともに、収集、管理等にあたっての適正な取扱いを確保します。

計画

- 1 情報技術の活用の推進
多様化する市民ニーズへの対応や市民サービスの充実をめざし、情報技術を活用した行政サービスの効率化や高度化を図ります。
- 2 情報通信ネットワーク基盤整備の推進
情報通信機器の利用による格差をなくし、広く市民が活用できるよう、情報通信ネットワークの基盤整備を進め、市民、事業者、行政の共有財産である行政情報や地域情報の共有化を進めます。
- 3 情報化に伴う安全対策の推進
ますます高度化する行政の情報化の基盤となる情報システムや個人情報等の情報資産を守るため、適切な安全対策を講じるとともに、その継続的な評価と見直しを図ります。
- 4 情報公開・情報提供の推進
行政の透明性を高めるため、情報公開制度による情報の公開を進めます。
さらに、日常の市民生活に必要な情報とともに、地域情報やコミュニティ活動など市民の自主的な活動にかかる情報についても、積極的な提供を行います。
情報提供の場としての閲覧コーナーの充実を図るとともに、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビジョンなど、それぞれの広報媒体の特性を生かした活用と充実を図ります。
- 5 個人情報保護の推進
行政が保有する個人情報の適正な取扱いや自己情報の開示、訂正、削除等の権利保障を徹底するとともに、市民や事業者にも個人情報の適切な取

扱いを広めていきます。

第2章 市民自治が育む自立のまちづくり

第3節 市民参画によるまちづくり

体系

1 市民参画の推進

- (1) 市民参画の手法の整備と充実
- (2) 市民との協働による地域レベルのまちづくりの推進

2 広聴活動の充実

動向と課題

- 1 地方自治の本旨である市民自治を前進させ、自立のまちづくりを進めるためには、市政への市民参画と協働が基本です。市民の市政への参画を促し、市民との協働によるまちづくりに向けて市民がより主体的に参画できる仕組みをつくることが重要です。
- 2 市民の英知とエネルギーを生かしながら、施策を効果的に実施するためにも、また、今後ますます重要となってくる身近な地域レベルのまちづくりを進めていく上でも、幅広い市民の参画と市民との協働が不可欠となってきています。今後も、参画と協働のあり方について、市民と共に議論を深め、実践していく必要があります。
- 3 市民参画と協働により市民本位の市政を推進する上で、市民のニーズを把握する広聴活動は、その基礎となります。少子・高齢化、情報化や国際化の急速な進展などの社会変化に伴い、市民の市政に関する意見や要望、相談などの内容は、多岐にわたってきています。それらを市政に反映させる広聴活動や的確に対応できる相談業務の充実が求められています。

基本方向

- 1 市政への市民参画を促し、市民の意見や要望を効果的に市政に反映させるシステムづくりを進め、市民に身近な行政の展開をめざします。
- 2 多様な市民ニーズを的確に把握し、市政に反映で

きるよう広聴活動の充実を図るとともに、市民の生活上の諸問題に多面的に応じることができるよう相談業務の充実を図ります。

計画

1 市民参画の推進

(1) 市民参画の手法の整備と充実

多様な手法により行政への市民参画を進めるため、パブリックコメント制度など市民の意見を反映するための制度の整備を図ります。また、市民、事業者、行政の役割分担の視点に立ち、市民参画の下で事業の実施に努めます。さらに、行政評価を行い、その結果のより分かりやすい公表に努めます。

(2) 市民との協働による地域レベルのまちづくりの推進

地域における諸課題の解決に向けた取組の推進を図るため、市民との協働によるまちづくりシステムの構築を進めます。

2 広聴活動の充実

市政に対する市民の要望等を施策に反映するため、市長との懇談会や定期的な市民意識調査、市政モニター制度など幅広く市民の意見を聴取する機会を設け、広聴活動の充実を図ります。また、市民ニーズの変化に対応できる相談業務の充実を図ります。

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第1節 すべての子どもが健やかに育つまちづくり

体系

- 1 子育てを支援し合えるまちづくり
 - (1) 総合的な援助システムの確立
 - (2) 男女共同参画の子育て支援
 - (3) 子育てを支援する人材の育成
- 2 地域における子育て支援
 - (1) 親と子が共に育つ地域での支援
 - (2) 仕事と子育ての両立支援の推進
 - (3) 子育てへの経済的支援
- 3 配慮を必要とする家庭への支援
 - (1) 児童虐待の防止
 - (2) 障害のある子どもの療育体制の充実
 - (3) ひとり親家庭等で配慮を必要とする家庭への援助
- 4 子どもの視点に立ったまちづくり
 - (1) 安心・安全なまちづくりの推進
 - (2) 身近な自然に親しめる環境の整備

動向と課題

- 1 少子化が全国的に進む中で、本市においても出生数は減少傾向にあります。他市からの転入が進み人口が増加する中で、一定の子どもの数は維持されています。このまちで暮らし子どもを育てたいと願う市民が、これからも住み続けることができるよう、今後なおいっそうの子育て支援施策や福祉施策の充実が求められています。
- 2 男女が共にあらゆる分野に参画する社会の実現が求められています。働くことと子どもを育てることを両立させるための環境を整備し、男女共同参画の視点に立った施策の充実が必要です。
- 3 少子化や核家族化が進む中で、子どもが育つ地域コミュニティが希薄化しており、育児の孤立化を招くとともに、子育てに不安や悩みを抱える親が増えています。一方で、吹田のまちで展開されてきた地域での子育て支援の中で、これまで支援を受けてい

た市民が、子育ての経験を生かして支援する側にまわるといふ新しい力も生まれてきています。このような新しい力を次の力へとつなぎ、子育て支援の輪を広げていくことが大切です。子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化してきている中で、次代を担うすべての子どもたち一人ひとりの権利が尊重され、子どもの最善の利益が保障されるよう、関係機関や地域社会も含めた子育て支援の拡充が必要です。

- 4 近年、増加しつつある児童虐待への対応は、緊急かつ重要な課題です。子どもの命や健やかに育つ権利を守るため、子育てに困難を抱える家庭に対する援助が必要です。また、障害のある子どもを持つ家庭やひとり親家庭等では、身体的・精神的・経済的に多様な悩みを抱えながら生活している場合が多くあります。療育システムや援助体制の充実など、福祉施策を拡充していくことが必要です。
- 5 近年、子どもの周辺では、凶悪な事件や重大な事故が頻発しています。こうした犯罪や事故に子どもたちが巻き込まれないように、市民と行政が連携する必要があります。
- 6 子どもたちにとって、遊びや体験の場である自然が少なくなっており、身近に自然にふれあえる環境が求められています。

基本方向

- 1 「子どもの権利条約」の趣旨を尊重し、子どもが健やかに成長・発達する権利及び親が子どもを養育する権利と責任がともに実現できるよう、家庭や地域社会への援助とそれにかかわる機関の連携に努め、子育てを支援し合えるまちづくりを進めます。
- 2 安心して子育てができるよう、地域子育て支援センター事業の充実や児童会館・児童センターの活用を図り、地域が連携して子育てを支援します。また、仕事と子育ての両立支援に向けた環境の整備に努めます。

3 障害のある子どもに対する療育支援を強化するため、療育関係機関や地域と連携して、療育システムの充実を図ります。

また、配慮を必要とする家庭にとって、子育てにおける孤独感や不安感、負担感を解消できるような環境の整備に努めます。

4 子どもの視点に立って、子どもが安心・安全で健やかに育つことを配慮したまちづくりを進めるとともに、身近な自然に親しめる環境づくりに努めます。

計画

1 子育てを支援し合えるまちづくり

(1) 総合的な援助システムの確立

子育てをするすべての家庭に対して、適切な支援ができるよう、関係機関・団体、行政などの連携や市民との協働により、子育て支援ネットワークの形成など総合的な援助システムの確立に努めます。

(2) 男女共同参画の子育て支援

女性に偏りがちな家事や育児の負担、仕事との両立の困難さなどを解消するために、性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行うとともに、男女が共に参画し子育てのできる環境の整備に努めます。また、子どもを育てる家庭に配慮した職場環境を整備するよう、事業者へ働きかけます。

(3) 子育てを支援する人材の育成

子どもや子育てを支援する新しい力が育つよう、子育てに関する楽しさや喜びを共有できるような機会を増やし、支援を受けていた市民が、支援する側に回るような、学びや交流の場を設けていきます。

2 地域における子育て支援

(1) 親と子が共に育つ地域での支援

地域の子育て支援の拠点である地域子育て支援センターでの事業の充実や、児童会館・児童センターの整備と事業の充実を図ります。また、市民の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業を拡充するとともに、子育て中の親子や子育てサークルが地域で交流し、相談し合える場の整備に努めるなど、地域における子育て支援

の活動をいっそう充実していきます。

(2) 仕事と子育ての両立支援の推進

子どもたちの豊かな発達に結びつくよう、親の保育への多様なニーズに対応して、保育の必要なすべての児童を受け入れるため、保育所や留守家庭児童育成室の施設整備を進めるとともに、保育内容の充実にも努めます。また、病後児・病児保育の拡充を進めます。

(3) 子育てへの経済的支援

子どもを育てる家庭への経済的支援の充実を国に要望するとともに、安心して診療が受けられるよう医療費の公費負担制度の充実にも努めます。

3 配慮を必要とする家庭への支援

(1) 児童虐待の防止

児童虐待の未然防止や早期発見と児童や家庭への援助に向け、「児童虐待防止ネットワーク会議」において、保健、医療、福祉、教育、警察等関係機関とよりいっそう連携を深め、支援体制の充実を図ります。また、日常生活の中での見守りなど地域との連携を深め、社会全体で児童虐待を防止する環境をつくります。

(2) 障害のある子どもの療育体制の充実

障害児療育施設を、障害の種別や年齢にかかわらず必要療育が受けられる（仮称）療育センターとして機能強化します。民間療育施設や医療機関、教育センター等と連携しながら、保育所や幼稚園、学校等への支援を拡充して、療育システムの充実を図ります。

また、保育所や幼稚園、学校、留守家庭児童育成室などの必要な環境整備を図ります。

(3) ひとり親家庭等で配慮を必要とする家庭への援助

多様な悩みを抱えながら生活し、援助を必要とする家庭に対して、個々の生活実態に応じ、関係機関が連携して、支援する体制の整備を図ります。

4 子どもの視点に立ったまちづくり

(1) 安心・安全なまちづくりの推進

子どもを犯罪や事故の被害から守るため、地域住民や学校、警察等との連携に努め、子どもが安全で安心して過ごせるよう、地域での見守り体制の充実を図るとともに、防犯設備等を整備し、生

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第1節 すべての子どもが健やかに育つまちづくり

活環境の安全の確保に努めます。

(2) 身近な自然に親しめる環境の整備

子どもが身近な自然に親しみ、植物や小動物とのふれあい体験が豊かになるよう、公園などの整備を進め、緑・親水空間などの保全と創造に努めます。

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第2節 高齢者の暮らしを支えるまちづくり

体系

- 1 高齢者の社会参加・生きがい事業の推進
 - (1) 学習機会の充実
 - (2) 生きがいと交流事業
 - (3) 就業機会の提供
- 2 高齢期の健康づくり・介護予防・生活支援
 - (1) 健康づくりと疾病予防
 - (2) 介護予防事業と生活支援事業の充実
- 3 介護保険サービスの充実
 - (1) サービス提供基盤の整備
 - (2) サービスの質の向上
 - (3) 低所得者への対策

動向と課題

- 1 わが国では、平成26年(2014年)には総人口のおよそ4人に1人が65歳以上になると見込まれています。本市の状況は、平成12年(2000年)国勢調査では、65歳以上人口の割合は12.9%で、府下平均の14.9%と比較すると低いものの、高齢化の進行、高齢者のいる世帯やひとり暮らし世帯数の増加については、府下平均を上回る速度で進んでいます。また、地域ごとの高齢化の状況に大きな違いがみられます。
- 2 社会の急速な高齢化は、元気に活動する多くの高齢者の存在とともに、その豊かな経験と知識を活用した地域づくりへの大きな可能性をもたらしています。その一方で、75歳以上の後期高齢者の増加により、寝たきりや認知症など要介護状態の高齢者が増加しています。また、家族形態の変化により、高齢ひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加し、介護の長期化や介護者の高齢化など家庭の介護力をめぐる状況は厳しさを増しています。このような状況の中、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、健康の増進や生きがいづくり、福祉・保健サービスの充実が必要であり、地域住民や事業者との協働による多様なサービスの提供が求められています。
- 3 平成12年(2000年)にスタートした介護保険事業については、要介護認定者や介護保険サービスの利用者が年々増加し、制度の定着が進んでいますが、住み慣れた地域の中で利用できる地域密着

型サービスの基盤整備が、介護サービス全体の質の向上とあわせ大きな課題となっています。

基本方向

- 1 高齢になっても尊厳を持ちながら自分らしく生きがいのある充実した人生を送ることは、市民共通の願いです。高齢者が健やかに安心して生活できるまちづくりを進めます。
- 2 高齢者の社会参加や健康づくり、介護予防など高齢者が自発的に参加できる事業を進めます。また、介護認定の有無にかかわらず家族の状況などから生活上の援助を必要とする高齢者のための福祉・保健サービスの充実を図ります。
- 3 高齢者が介護を必要とする状態になっても、地域や家庭での生活を続けることができるよう、居宅サービスの充実を図るとともに、施設サービスの基盤整備に努め、介護保険事業の円滑な推進を図ります。

計画

- 1 高齢者の社会参加・生きがい事業の推進
 - (1) 学習機会の充実
生きがい教室を充実するとともに、生涯学習との連携を強め、学習機会を充実します。
 - (2) 生きがいと交流事業
高齢クラブ活動を支援するとともに、高齢者が自らの経験と知識を地域のまちづくりに生かせるよう社会参加を推進します。
 - (3) 就業機会の提供
シルバー人材センターによる、就業機会の提供が充実されるよう支援します。
- 2 高齢期の健康づくり・介護予防・生活支援
 - (1) 健康づくりと疾病予防
健康づくりに関する情報の提供等に努め、高齢者自らの健康づくりを支援します。また、健康診査など保健事業を通じ、生活習慣の改善をはじめとした疾病予防を進めるとともに、かかりつけ医を持つなど医療を受けやすい環境づくりを進めます。
 - (2) 介護予防事業と生活支援事業の充実
要介護状態となることを予防するために高齢

者やその家族等を身近な地域で支援する介護予防事業や、住み慣れた地域社会での生活が継続できるよう支援する生活支援事業など在宅福祉サービスの充実を図ります。

3 介護保険サービスの充実

(1) サービス提供基盤の整備

住み慣れた地域の中で、居宅サービスや施設サービスの利用ができるよう、バランスのとれた地域密着型サービスの基盤の整備を進めます。

(2) サービスの質の向上

介護保険サービスの提供などを行う事業者や施設との連携や情報交換、介護相談員派遣事業による利用者の声の反映などを通じてサービスの向上に努めます。

(3) 低所得者への対策

介護保険サービスを安心して利用できるよう、低所得者に対する負担軽減を国に要望するとともに、低所得者の居宅サービス利用に対する利用者負担額の助成や高齢者の介護保険料の軽減について、その継続に努めます。

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第3節 障害者の暮らしを支えるまちづくり

体系

- 1 共に生きる社会づくり
 - (1) 啓発と交流の推進
 - (2) コミュニケーションサービスの充実
- 2 障害者の社会参加と就労支援
 - (1) 学習機会の充実
 - (2) 雇用・就労への支援
- 3 障害者を支える福祉・保健・医療サービスの充実
 - (1) 地域生活支援施策の充実
 - (2) 日中活動の場の整備
 - (3) 自立生活への支援の充実
 - (4) 障害者の保健・医療サービスの充実
 - (5) 福祉人材養成と研修の充実
- 4 障害者の療育・教育の充実
 - (1) 療育システム等の充実
 - (2) 障害に配慮した教育等の充実

動向と課題

- 1 障害者福祉は、高齢社会への対応や地域福祉の推進などを基本とし、「個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活を送ることを支える」という基本理念に基づいて、「社会福祉法」をはじめとする法律の改正により、それまでの措置制度から福祉サービスを自ら選択し利用する支援費制度に移行しました。
- 2 本市における障害者手帳等の所持者数は身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに年々増加しています。身体障害者手帳の所持者を年齢構成別にみると、65歳以上が約6割を占め、障害の種類別でみると、肢体不自由が最も多く、次に内部障害となっており、いずれも増加傾向にあります。また、1・2級の重度障害者が半数を占めるなど重度化の傾向がみられます。一方、知的障害者では、重度者が約6割を占めています。
- 3 本市では、平成8年(1996年)に策定した「障害者計画」に基づき、社会情勢の変化や障害者のニーズに対応したさまざまな施策を進めてきました。少子・高齢化の進行を反映して、障害者の家庭でも、家族数の減少や主に介護を担っている親の高齢化が顕著になり、家庭での介護力が低下してい

ます。これまでの家族介護に代わる居宅支援サービス等のよりいっそうの充実が求められています。

障害の状況や年齢などによりニーズが異なることから、障害福祉施策を障害者一人ひとりのニーズに添えるきめ細かなものにしていくためには、サービスの質の向上とサービス基盤の整備が必要となっています。また、精神障害者及び難病患者に対する福祉サービスの充実も課題となっています。

- 4 障害者の自立と社会参加の重要な柱である雇用の確保については、企業への啓発なども含めて有効な施策の検討が必要となっています。

基本方向

- 1 「第2期障害者計画」(平成17年度(2005年度)中に策定予定)に基づき、障害者が社会の一員としてあらゆる分野に参加し、生きがいを持って人生を送れるよう、障害者の人権を保障し発展させ、ノーマライゼーションの理念を実現する平等な社会づくりを進めます。
- 2 障害者が地域で安心して暮らせるよう、障害や障害者への理解を深めるための啓発に努めるとともに、ボランティア活動の振興などを通じて誰もが障害者を支えることができる地域社会づくりを進めます。
- 3 障害者のライフサイクルの各段階やニーズに応じたきめ細かな福祉施策を推進します。また、社会参加や就労への支援を強化するなど総合的な施策を推進します。

計画

- 1 共に生きる社会づくり
 - (1) 啓発と交流の推進
障害者が地域で安心して暮らせるよう地域交流の機会を増やすとともに、保健所や医療機関などと連携し、精神障害者や難病患者に対する市民の理解を深めるための啓発に努めます。
 - (2) コミュニケーションサービスの充実
視覚障害者や聴覚障害者のコミュニケーション手段の確保を図るために、点訳奉仕員や手話通訳者等の人材の養成に努めるとともに、聴覚

障害者に対する手話通訳員派遣事業の充実に努めます。

また、障害者の情報活用能力の向上を図るための講習会の開催や、市の情報提供のあり方を検討します。

2 障害者の社会参加と就労支援

(1) 学習機会の充実

障害者施設や社会教育施設において、障害者の生活力や生きがいを高めるための学習機会の充実に努めます。また、図書館等において、視覚障害者や聴覚障害者の利用を促進するための資料の整備やサービスの充実に努めます。

(2) 雇用・就労への支援

市自らが障害者雇用率の目標数値(3.0%)の達成を図るとともに、市民や企業に対し、障害者雇用についての啓発に努めます。また、企業での障害者雇用を促進するために、助成制度の継続に努めます。

さらに、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため、障害者就業・生活支援センターを核とした就労支援ネットワークの充実に努めるとともに、障害者の適性や能力、ニーズに対応できる就労の場の検討や就労支援施策についての研究・検討を行います。

3 障害者を支える福祉・保健・医療サービスの充実

(1) 地域生活支援施策の充実

すべての障害者が地域で安心して、自立して暮らせるよう、ヘルパー派遣、ショートステイ、デイサービスなどの地域生活を支えるサービス基盤の整備とその充実に努めます。

(2) 日中活動の場の整備

施設での作業等を通して一般就労につながるとともに、福祉的就労の場として、生きがいや社会参加の場ともなっている授産施設や作業所などの通所型施設のあり方を検討し、必要な整備と助成に努めます。

(3) 自立生活への支援の充実

福祉手当等の支給により本人や家族の経済的負担の軽減を図るとともに、就労支援施策等の充実とあわせて総合的な支援により経済的自立を図り、地域で安心して、自立して暮らせるよう支援します。

(4) 障害者の保健・医療サービスの充実

障害の原因となる疾病等の予防や早期発見、早期治療の推進を図り、障害の軽減や、重度化、二次障害等の防止を図ります。

また、医療の必要な障害者が、安心して適切な治療を受けられるよう、医療体制の整備に努めるとともに、医療費の公費負担制度の継続に努めます。

(5) 福祉人材養成と研修の充実

ホームヘルパーやガイドヘルパー、手話通訳者等の専門職員の養成研修の充実に努めます。また、サービス内容の向上を図るために、事業担当者の研修の充実に努めます。

4 障害者の療育・教育の充実

(1) 療育システム等の充実

障害のある子どもが必要な療育を受けられるよう(仮称)療育センターを整備し、療育システムの充実に努めます。

学齢期以降の障害児童の放課後活動等を支えるため、保護者の就労支援を目的とした市民による自主的な活動を支援するとともに、障害児童が地域において活動する機会の充実に努めます。

(2) 障害に配慮した教育等の充実

「共に学び、共に育つ」教育を基本に、障害のある児童・生徒一人ひとりの状況に応じた教育に努めます。また、障害のある児童と障害のない児童が相互に理解を深めるための交流を促進します。

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第4節 地域での暮らしを支えるまちづくり

体系

- 1 住み慣れた地域での生活を支える地域福祉の充実
 - (1) 地域福祉の総合的な推進
 - (2) 地域福祉の拠点、相談・支援体制の整備
 - (3) 支え合いのネットワークの整備
 - (4) 自主避難困難者に対する災害時の支援
 - (5) 地域福祉活動促進のための環境整備と支援
- 2 福祉サービス利用者への支援
- 3 生活環境の整備
 - (1) 福祉のまちづくりの推進
 - (2) 暮らしやすい住まいの確保
 - (3) 移動への支援

動向と課題

- 1 平成12年(2000年)に全面改正された「社会福祉法」において、「地域福祉の推進」が社会福祉の柱として位置づけられ、市町村地域福祉計画の策定についての規定が設けられました。これを受けて本市でも、平成18年度(2006年度)を計画初年度とする「地域福祉計画」(平成17年度(2005年度)中に策定予定)を策定しました。
- 2 多くの市民は住み慣れた地域で、安心して自立した暮らしを続けたいと願っています。また、自らの趣味を楽しみ、さまざまな社会活動に参加し、充実した毎日を過ごしたいと願っています。しかし、長引く経済の停滞は、市民の生活基盤を不安定にしており、家族形態の変化や都市環境の変化等もあいまって、老後の生活不安や介護の問題、障害者が直面する問題など、ひとりで解決できない困難な課題が市民生活に広がっています。

市民の個別的多様な生活課題を解決していくためには、生活の場を基本にきめ細かな施策を総合的に展開する必要があります。特に、高齢者や障害者、子育て中の人などに対しては、身近な場所での総合的な相談と援助とともに、社会生活を営む上で基盤

となる住宅の整備やまちのバリアフリー化などが求められています。

- 3 本市では、コミュニティプラザと地域保健福祉センターで構成されるコミュニティセンター2か所を整備し、コミュニティ活動の促進を図るとともに、地域福祉の拠点施設として、高齢者と障害者、その家族を対象に総合的な相談や援助の実施と、福祉、保健、医療の関係機関・団体等との連携を深め、ネットワークの形成に努めてきました。

今後、地域福祉の拠点施設の整備について、その役割の充実や機能の見直しなど総合的な検討を行い、進めていく必要があります。

- 4 本市の地域福祉活動は、社会福祉協議会地区福祉委員会や民生委員・児童委員、自治会、ボランティア、NPOなど多様な主体により、高齢者等の見守りや昼食会、子育てサロンなどさまざまな活動が全地域で広がっています。災害時の支え合いなども含め、地域の支え合いの仕組みづくりをさらに進めるため、多くの市民の参加を促し、活動内容の充実や団体相互の連携強化を図ることが求められています。

今後、地域福祉の役割がますます重要となる中で、「社会福祉法」において地域福祉推進の中核的組織として位置付けられている社会福祉協議会について、組織の強化と機能の充実が求められています。

- 5 サービス事業者との契約により、福祉サービスを自分で選んで利用する仕組みが広がる中で、必要なサービスの利用が困難になっている認知症高齢者などに対し、地域において自立した生活ができるよう、福祉サービスの適切な利用を援助し、その権利を擁護する必要があります。

また、福祉・保健サービスに関する苦情への公正・中立で迅速な処理や、安心してサービスを利用できるためのサービスの質の確保が求められています。

基本方向

- 1 「地域福祉計画」に基づき、地域福祉の総合的な推進を図るとともに、地域福祉の拠点施設として、地域保健福祉センターの機能を見直し整備します。さらに、身近な地域の相談支援窓口について、既存福祉施設の配置状況等を考慮し、整備に努めます。
- 2 市民による自主的な地域福祉活動が育つよう、地域住民の参加を促進するとともに、環境整備と支援に努めます。また、関係機関・団体、地域住民等の自主的な活動との連携を強め、援助を必要とする人々に対する支え合いのネットワークの整備を図ります。
- 3 判断能力が十分でない高齢者や障害者等に対し、福祉サービス等の適正な利用を援助し、その権利擁護に努めます。
また、福祉・保健サービスに関する苦情相談に対応し公正・中立な処理を進めるとともに、サービスの質の確保を図ります。
- 4 すべての市民が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、まちのバリアフリー化の推進とともに、住宅の確保や移動手段の整備など生活環境の整備に努めます。

計画

- 1 住み慣れた地域での生活を支える地域福祉の充実
 - (1) 地域福祉の総合的な推進
「地域福祉計画」に基づき、地域福祉推進体制を充実させ、関連する計画や施策との整合を図りながら、地域との協働により地域福祉の総合的な推進を図ります。
また、援助を必要とする市民が安心して暮らすことができるよう、原子爆弾被爆者二世への援助をはじめ、きめ細かな福祉施策の推進に努めます。
 - (2) 地域福祉の拠点、相談・支援体制の整備
地域福祉の拠点として、地域保健福祉センターを、既存施設の活用も含め、地域ごとの高齢化の進行状況に配慮しながら計画的に整備し、行政の支援機能の充実を図ります。
また、身近な地域福祉の相談・支援窓口を、地

域の福祉関係施設への併設等も含め計画的に整備します。

さらに、地域福祉及び地域福祉活動推進の拠点施設として、総合福祉会館の機能の充実を図ります。

(3) 支え合いのネットワークの整備

地域ケア会議の開催などを通じ、福祉や保健、医療等の専門機関やサービス事業者との連携を図り、地域ケア体制を充実します。また、地域の相談・支援窓口や各種支援センター等の相談員やケアマネジャー、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO等と情報の共有化を図りながら、連携を強め、援助を必要とする人の発見や見守り、援助活動を推進し、地域と行政、専門機関等の協働による支え合いのネットワークの整備を進めます。

(4) 自主避難困難者に対する災害時の支援

大規模災害に備え、自主避難が困難な高齢者や障害者等を支援するため、近隣住民や地域の自主防災組織、ボランティア等との連携・協力の下に安否の確認や避難誘導を行う仕組みの整備を進めます。

(5) 地域福祉活動促進のための環境整備と支援

地域福祉活動への市民の参加を促進するとともに、地域団体やボランティア、NPO等による多様な福祉活動が育ち継続して行われるよう、情報の提供や活動場所の整備など支援します。また、ボランティア活動を活性化するため、ボランティアセンター（社会福祉協議会）やボランティア・NPOの支援センターに対し支援するとともに、社会福祉協議会の組織の強化と機能の充実を図るための支援を行います。

2 福祉サービス利用者への支援

地域の関係機関・団体と連携しながら、成年後見制度や社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業の普及に努め、福祉サービス等を利用する上で判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの福祉サービスの利用を支援します。

また、市の行う福祉・保健サービスに係る市民の苦情を公正・中立な立場で迅速に処理するため、福祉オンブズパーソン（福祉保健サービス苦情調整委員）制度の普及に努めます。

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第4節 地域での暮らしを支えるまちづくり

さらに、市民が安心してサービスを選択し利用できるよう、サービス提供事業者とも連携してサービスの質の確保を図ります。

3 生活環境の整備

(1) 福祉のまちづくりの推進

駅舎を中心とした交通経路のバリアフリー化を進めるなど福祉のまちづくりを推進します。

(2) 暮らしやすい住まいの確保

高齢者や重度障害者等に対し、住宅のバリアフリー化を支援するとともに、高齢者向け住宅や障害者のグループホームなど、高齢者や障害者が暮らしやすい住宅の整備を促進します。

(3) 移動への支援

一般の交通機関の利用が困難な高齢者や障害者などに対し、医療機関等への送迎や社会参加を促進するための外出支援について、そのあり方も含め検討します。

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第5節 生活を支える社会保障の充実

体系

- 1 低所得者福祉
 - (1) 生活保護等の充実
 - (2) 援助体制の充実
- 2 社会保障制度（国民健康保険・国民年金）
 - (1) 制度改善の要望
 - (2) 情報提供と相談機能の充実

動向と課題

- 1 全国的に生活保護世帯が急増しており、本市においても急激に増加している状況です。倒産やリストラ等による失業に起因して、仕送りや収入の減少により、高齢、ひとり親、傷病、障害等すべての要援護世帯が増加しています。これらの世帯が抱える問題には、経済的な援助はもとより、福祉、保健、医療をはじめとするさまざまな分野の施策が必要です。関係機関との協力の下に、さまざまな施策を活用し、個々の世帯の実情に応じたきめ細かな対応がよりいっそう重要となっています。
- 2 医療保険・公的年金制度は、傷病の治療や高齢に伴う所得の減少に備えるための社会保障制度であり、国民生活を支える重要な柱です。国民健康保険・国民年金制度は基本的には国の制度であり、国は高齢社会を迎えて、制度改革を進めています。

基本方向

- 1 憲法に保障された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するとともに、対象となる世帯に応じたさまざまな自立支援の推進に努めます。
- 2 高齢社会を迎えて医療保険・公的年金制度は、市民の健康と生活の安定に欠かせないものとなっています。国の制度改革の動向をみながら、市民がより豊かな生活を営むため可能な限り各機関と連携を図り支援に努めます。

計画

- 1 低所得者福祉
 - (1) 生活保護等の充実
健康で文化的な生活が維持できる生活保護基準の改定を国に要望します。また、緊急時等の生活支援に努めます。
 - (2) 援助体制の充実
面接相談体制や援助体制を充実し、地域の民生委員・児童委員とも協力して対象家庭の多様な相談やニーズに対応していきます。
- 2 社会保障制度（国民健康保険・国民年金）
 - (1) 制度改善の要望
国民健康保険については、保険財政の基盤強化や安定的で持続可能な医療保険制度の改革を国に要望します。また、国民健康保険と国民年金の給付の充実などについても国に要望します。
 - (2) 情報提供と相談機能の充実
国民健康保険や国民年金の対象となる市民が、これらの制度に対して正しい認識と理解を持つことができるよう、制度の周知、関連情報の提供、相談機能の充実に努めます。

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第6節 健康な暮らしを支えるまちづくり

体系

- 1 健康づくりの推進
- 2 保健事業の推進
 - (1) 母子保健
 - (2) 成人保健
 - (3) 高齢者保健
 - (4) 歯科保健
 - (5) 心の健康づくり
 - (6) 健康危機管理
 - (7) 地域ケア体制
- 3 地域医療体制の整備
 - (1) 救急医療体制の整備
 - (2) 地域での暮らしを支える医療
 - (3) 地域医療連携体制の整備

動向と課題

- 1 生活環境の改善や医学の進歩により、平均寿命が急速に伸びる中、高齢期を健やかで心豊かに過ごすことができるよう、積極的な健康づくりに取り組むことが必要となっています。

国は、平成12年度(2000年度)に「健康日本21」を策定し、大阪府は、平成13年度(2001年度)に「健康おおさか21」、さらに平成14年度(2002年度)には「健康おおさか21吹田保健所圏域計画」を策定しました。また、平成15年(2003年)5月には「健康増進法」が施行されました。

本市においても、「健康づくり都市宣言」の趣旨を踏まえ、「健康すいた21」(平成17年度(2005年度)中に策定予定)をはじめ、「高齢者保健福祉計画」「次世代育成支援行動計画」(平成16年度(2004年度)中に策定予定)等に基づき、幅広い健康づくりに取り組むことが求められています。

- 2 心身の健康の保持・増進は、栄養、運動、休養のバランスがとれた生活習慣の確立が基本であり、自己の健康状態の正しい認識と自己管理は生活習慣病

予防の原点でもあります。

そのため、市民が自己の健康状態を把握し、主体的に日常生活の中でさまざまな健康づくり活動が行えるように多彩なメニューを用意し、また必要な情報を提供するシステムが必要です。

- 3 保健事業においては、乳幼児期から高齢期に至るまで、身近な地域での取組の推進が必要になっています。事業の推進にあたっては、生活習慣病予防や介護予防、子育て支援を重視し、福祉、医療とも連携した取組が求められています。
- 4 若年者を含む幅広い年齢層で、自殺やうつ・うつ状態の人が増えています。高齢者においては、認知症への対応が介護者にとっても大きな問題となっています。また、子育ての不安や負担から、心のバランスを失っている保護者も増えています。精神障害者の自立の問題も含め、症状の正しい理解やその予防などについて、医療、保健、福祉が連携した取組が求められています。

- 5 国際的に広がる新たな感染症や、食中毒の発生などにみられるように、市民の健康を脅かすさまざまな事象が起きています。これらに対し、保健所と連携し、迅速に対応することが求められています。

- 6 本市は、医療機関が整備された環境にありますが、近年の小児科医の確保困難等もあり、休日・夜間の初期救急、入院の必要な二次救急体制の整備が課題となっています。

- 7 高齢化と生活習慣病等の慢性疾患を中心とした疾病構造の変化に伴い、受診者数が増加する一方で、医療機器や医療技術の進歩により高度医療への市民の期待も増大しています。

市民病院においても、外来患者の待ち時間の短縮や接遇の改善によるサービスの向上などに加え、高度化する医療への市民の期待に応えた医療技術の充実を図ることが求められています。

基本方向

- 1 市民一人ひとりが日常生活の中で気軽に健康づくりに取り組めるよう、関係機関・団体と連携し、情報提供をはじめ環境づくりに努めます。
- 2 生活習慣病予防や介護予防、子育て支援を重視した保健事業に取り組みます。また、精神的な面で問題を抱える市民への支援や、新たな感染症等には、保健所との連携の下、その対応を進めます。
- 3 休日・夜間の初期救急、入院の必要な二次救急体制の整備に努めます。
- 4 病気の治療だけでなく、健康づくりや子育て、介護に関する身近な相談相手として、かかりつけ医の定着を関係機関との連携の下に進めます。
- 5 地域に集積している医療機関の連携を深め、市民が安心して医療を受けることができる地域医療体制の整備に努めます。また、市民病院については、公的病院としての役割を果たすとともに、地域の急性期医療機関として患者サービスの向上等に努めます。

計画

- 1 健康づくりの推進
健康づくり推進事業団とともに、地域での健康づくりに関する情報を一元化し、提供します。また、健康づくりについての啓発と、市民のニーズに応じた多彩なプログラムの提供に努めます。さらに、スポーツ振興事業など生涯学習事業と保健事業との連携に努め、効果的な事業の推進を図ります。
- 2 保健事業の推進
 - (1) 母子保健
市民のニーズに応じた母子保健事業の実施に努め、特に、児童虐待については、健康診査や育児相談、訪問指導等を通じ、その予防と早期発見に努めます。また、かかりつけ医や子育て支援事業等と連携しきめ細かな支援に努めます。
 - (2) 成人保健
生活習慣病予防に向け、健康診査や事後指導、健康教育等において、個人の状況に応じた支援に努めます。また、市民が主体性を持って、食生活の改善、たばこ対策、運動・身体活動の習慣化等

に取り組めるよう、関係機関と連携して多彩な情報の提供に努めます。

(3) 高齢者保健

高齢者の年齢に応じた生活習慣の改善や疾病予防に努めます。また、生活機能の低下を早期に発見し、健康教育や訪問指導、地域参加型機能訓練事業などの介護予防に寄与する事業の実施に努めます。

(4) 歯科保健

年代に応じた予防的な歯科保健事業を実施します。また、高齢者、障害者に対し、口腔ケアを含む効果的な歯科保健サービスを実施します。

(5) 心の健康づくり

ストレスへの対応やうつ・うつ状態、認知症の予防のための正しい知識の普及・啓発や生活支援に努めます。心のバランスを失い、子育てに支障をきたしている保護者には、訪問等を通じ、育児支援事業や在宅福祉サービスの利用につなぐ等、保健、医療、福祉の連携の下、支援に努めます。また、関係機関と連携し、精神疾患への市民の理解を深めるための啓発に努めます。

(6) 健康危機管理

感染症や食中毒など、市民の健康を脅かすさまざまな事象に対し、その予防についての正しい知識の普及や情報の提供に努めます。また、保健所や医療機関と連携し、発生時における迅速な対応に努めます。

(7) 地域ケア体制

市民の身近な場所での事業実施と、地域での保健活動を通じ、市民の健康状態や地域の状況を把握し、福祉、医療との連携を深め、地域ケア体制の整備に努めます。また、地域住民、民生委員・児童委員、地区福祉委員、自治会、ボランティア等と連携しネットワークづくりを進めます。

3 地域医療体制の整備

(1) 救急医療体制の整備

大阪府の保健医療計画に沿って、府や隣接各市、関係医療機関との協力を強め、府の救急医療情報ネットワークにより救急搬送の円滑化を図るとともに、本市の実情を踏まえた救急医療体制の整備

第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり

第6節 健康な暮らしを支えるまちづくり

を進めます。

(2) 地域での暮らしを支える医療

関係機関に働きかけ、かかりつけ医を定着させるとともに、地域の医療、保健、福祉のネットワークづくりに努めます。

(3) 地域医療連携体制の整備

病院間、病院と診療所、診療所間の連携を深め、適時に適切な医療を受けることができる地域医療体制の整備に努めます。また、市民病院については、地域の急性期医療機関として、他の医療機関との連携を進め、地域医療の水準向上に貢献する高度で良質な医療、安心・安全な医療の提供に努めるとともに、中長期の視野に立った経営改善を進め、経営基盤の確立に努めます。

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

第1節 学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

第1節 学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり

体系

[学校教育]

- 1 教育内容の充実
 - (1) 園児の笑顔に出会える教育の展開
 - (2) 学ぶ楽しさを実感できる教育の展開
 - (3) 心豊かな児童・生徒の育成
 - (4) 健康な児童・生徒の育成
 - (5) 障害に配慮した教育の充実
 - (6) 国際化・情報化社会に対応した教育の展開
 - (7) 高等学校等への進路指導の充実
- 2 教育環境の充実
 - (1) 教育施設等の充実
 - (2) 教職員研修・教育相談の充実
 - (3) 就学・就園の奨励・援助
- 3 地域に開かれた学校づくりの展開

[青少年育成]

- 4 青少年の居場所づくり
 - (1) 青少年拠点施設等の整備・充実
 - (2) 学校施設等を活用した事業の推進
 - (3) 非行防止など環境の整備
- 5 青少年の仲間づくり
 - (1) 青少年育成事業の推進
 - (2) 指導者の養成
 - (3) 活動機会の提供
- 6 青少年を育てる家庭・地域づくり
 - (1) 地域ぐるみの子育て支援
 - (2) 相談体制の充実
 - (3) 家庭、学校、地域が一体となった青少年の育成
 - (4) 青少年団体等の育成

動向と課題

[学校教育]

- 1 本市の学校教育は、憲法と教育基本法をはじめとする教育諸法令等に基づき、人格の完成をめざし平

和的・民主的な国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成を期して行ってきました。

しかし、価値観の多様化、少子・高齢化、情報化、地域社会の変容などが同時に進行する中で、人間関係の希薄化や生活体験の不足、人や命に対する感性の欠如など、子どもや子育ての基盤である家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子どもの豊かな人間性を育む上で大きな影響を及ぼしています。また、子どもたちの命を脅かす事件も多発しています。学校教育においては、幼稚園や保育園から小学校へ、小学校から中学校へと進むことによる環境の変化に適応できない子どもがいるなど、依然として、いじめや不登校、問題行動などさまざまな問題が生じています。また、地域の人口の変動や学級編制基準の見直しに伴う教育環境の整備も課題となっています。

2 学校教育においては、義務教育9年間を見通し、すべての教育活動を通じて豊かな心を育てる教育を重視し、情操教育、人権教育、福祉教育、体験重視の教育、自然環境の愛護など、人間としてのあり方や生き方についての教育を充実させる必要があります。また、学習指導においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎・基本を確実に身につけ、それを基に自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考える力などの「確かな学力」を育成することが必要です。

また、健康の保持・増進にかかわる能力や態度を育み、生涯にわたって運動やスポーツに取り組むことができる素地を培うとともに、健康に関心が持てるようにすることが必要です。

3 子どもたちの健やかな成長は、すべての人びとの変わらぬ願いです。完全学校週5日制の下、学校は子どもたちの学びと育ちを豊かなものにするため、地域との連携をより密にし、地域とともに歩む教育の創造に努める必要があります。また、直面する教育課題を踏まえ、家庭とのいっそうの連携を図り、家庭の教育力向上のため、保護者への支援や意識啓発に努めることが大切です。

[青少年育成]

4 都市化や核家族化の進行は、人間関係の希薄化を招き、地域社会や家庭が持つ教育力を低下させています。また、受験競争の激化や塾通いなども一因となり、青少年の地域活動や社会参加の機会が少なくなっています。近年、青少年の生活には、時間的ゆとりが失われるとともに、遊びの場が屋外から屋内へ、遊び仲間は近隣の異年齢集団から学校等の限られた範囲へと変化してきています。また、高度情報化などで、生活の利便性は拡大している一方、心の豊かさが見失われがちです。

現代の青少年は、自由で多様な生き方を身につけている半面、規範意識や倫理意識が低下していると指摘されています。さらに、自然体験やさまざまな生活体験の機会の不足などにより、コミュニケーション能力の低下や人間関係などでストレスを感じている青少年が増えています。

5 豊かな人間関係は、思いを伝え、受け入れ、共有し合うことで相互の理解が深まり、相手にもっとかかわりたいという思いが高まっていく過程でつくれます。青少年が健やかに育つには、さまざまな活動に積極的に参加するなど、多くの人との出会いや交流を通じての人間関係をつくり、自らの可能性を伸ばすことが重要です。

文化・スポーツ施設などの整備をはじめ、青少年が自由に集い、安全に遊び、活動し、年長者や大人に気軽に悩みなどの相談ができ、年少者に対しては、異年齢集団の中での遊びや活動を通じて交流ができる場を提供する必要があります。

6 家庭と地域社会とのかかわり合いの希薄化から、子育てが孤立化し、隣近所といった身近な地域社会の中に、自然な形であった子育てについての相談や情報交換の場が少なくなっています。また、日常生活で、親との会話やふれあいが少なく、家庭の教育機能の低下がうかがえます。

地域における連帯意識を高め、青少年の成長を支える多様な人間関係を形成するなど、地域社会で青少年の健全育成に取り組む必要があります。

基本方向

[学校教育]

- 1 学校教育を生涯学習の基礎として位置づけ、新しい時代の変化に主体的に対応できる園児・児童・生徒の育成をめざします。
- 2 幼稚園における異年齢児学級保育や小中一貫教育等、未来を拓く子どもたちがいきいきと過ごせる学校体制づくりをめざします。
- 3 子どもたちの個性を重視し、基礎・基本を確実に身につけ、それを基に、自ら課題を見つけ、自ら考え、よりよく問題を解決する力や健康と体力など「生きる力」の育成に努めます。
- 4 心豊かな子どもの育成のため、男女共同参画の視点を入れながら、道徳・人権教育等で自尊感情を育むとともに、多様な個性や価値観を認め合い、他者を思いやる人権感覚豊かな人間性を培う教育を推進します。
- 5 障害等を有する児童・生徒が、社会参加や自立の達成を図ることができるよう医療、福祉等の関係機関との連携を図り、障害の種別と程度に応じた教育の充実や、よりきめ細かな教育環境の整備を図ります。
- 6 国際性豊かな児童・生徒の育成をめざすとともに、帰国児童・生徒や在日外国人児童・生徒、新たに来日した児童・生徒に対する教育環境の充実と国際理解を深める教育の充実を図ります。また、高度情報通信社会に対応できるよう、児童・生徒の情報活用能力の向上を図ります。
- 7 学校の教育活動、施設整備の両面で地域に開かれた学校づくりを行います。

各学校がこれまでの学校運営を自主的に点検し、改善を図り、学校運営の透明性や機動性の確保に努めるとともに、地域の持つ教育力を積極的に活用し、地域と協働する中でよりよい学校運営の確立を図ります。

[青少年育成]

- 8 文化・スポーツ活動、自然体験、遊びなど、地域における青少年の積極的な活動を推進するために、青少年を取り巻く環境や活動の場（居場所）を整え

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

第1節 学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり

ることにより、青少年の自主的な活動を支援します。

9 青少年同士のふれあいや社会のさまざまな人とかわりを持つ機会を提供することにより、集団の中での役割を自覚し、仲間づくりの大切さや社会性を身につけることができるよう支援します。

10 子育ての悩みを解消するとともに、青少年に関する相談体制を充実するなど、家庭はもとより、地域で子育てを支援する基盤の整備に取り組みます。

また、青少年の健全育成に取り組めるよう、地域の共有財産である「学校」を核として、家庭、学校、地域が一体となって教育についての課題の共有化を図り、解決に向けて協働します。

計画

[学校教育]

1 教育内容の充実

(1) 園児の笑顔に出会える教育の展開

幼児一人ひとりの発達の姿を把握し、適切で柔軟な教育活動ができる指導方法の充実に努めます。

市立幼稚園の異年齢児学級保育をはじめ、多様な人とのかわりを大切にし、豊かな人間関係の構築をめざします。

市立・私立幼稚園が協調し、幼稚園教育振興計画に基づき、教育環境の整備を進めます。

幼稚園、保育所などの幼児教育関係者の研究・研修・交流活動の充実や、小学校との連携を密にし、保護者への情報提供と相談体制の整備を進め、地域の幼児教育のセンター的な役割が果たせる幼稚園の実現に努めます。

(2) 学ぶ楽しさを実感できる教育の展開

児童・生徒の学力実態を把握し、基礎的・基本的な学習内容の定着をはじめ、「確かな学力」の育成に努めます。

一人ひとりの個性や特性に応じた「わかる」「楽しい」授業づくりを進めるとともに、児童・生徒の主体的な活動を生かした教育を進めます。

小中学校の緊密な連携の下、義務教育9年間を見通した一貫性と継続性のある指導により、夢を持って将来について考え、積極的に自己を生かしていくことができる児童・生徒の育成に努めます。

学校図書館の「学習情報センター」「読書センター」としての機能を活用し、児童・生徒の意欲的な学習活動や読書活動の充実に努めます。

環境や福祉に対する理解や実践力を育成するため、自然体験やボランティア活動等の社会体験をはじめ、観察・実験・調査見学・学習討論、ものづくりや生産活動等を通して、人・自然・社会とのふれあいと対話を重視した教育を進めます。

(3) 心豊かな児童・生徒の育成

人権尊重の観点に立ち、児童・生徒一人ひとりに自尊感情を育み、多様な個性や価値観を認め合い、他者を思いやる人権感覚豊かな人間性を培う教育を進めます。また、体験的な活動を核とする取組を通して、生命尊重や善悪の判断等、人間としての基本的な倫理観や規範意識の育成に努めます。

(4) 健康な児童・生徒の育成

学校と家庭や医療機関等が連絡を密にして、疾病や障害の早期発見と予防に努めるとともに定期検診の拡充を図ります。また、運動能力の開発や体力づくりを促進することにより健康の保持・増進を図るとともに、健康な生活の基本となる食に関する指導の充実に努めます。学校内外の事故防止のための安全教育と安全管理の徹底を図ります。

給食内容の多様化と充実に努めるとともに、関連施設の整備を進めます。

(5) 障害に配慮した教育の充実

配慮を要する児童・生徒一人ひとりの障害等の実態に応じた教育課程の編成に努め、個別の指導計画に基づいた教育内容の精選と指導方法の工夫・改善・充実に努めます。

配慮を要する児童・生徒への支援に関する研究・研修の充実を図るとともに、学校での支援体制の確立と保護者、関係機関との連携を推進します。

(6) 国際化・情報化社会に対応した教育の展開

わが国の文化と他国の異なる文化に対する理解と多文化共生の精神が養われる教育を進めるとともに、国際社会においてコミュニケーションが図れる能力の育成に努めます。

帰国児童・生徒や在日外国人児童・生徒、新た

に来日した児童・生徒に対し、個に応じた指導の充実を図ります。

学校教育情報通信ネットワークを拡充し、視聴覚教育や情報教育の充実に努めるとともに、教育の情報化を図ります。

(7) 高等学校等への進路指導の充実

義務教育期間を通じ、キャリア教育に取り組むとともに、主体的に自己の進路を選択する能力や態度を養う進路指導を進めます。

2 教育環境の充実

(1) 教育施設等の充実

学校教育施設の安全性の確保や質的向上を図るとともに、多様な学習形態に対応できる施設の拡充に努めます。また、今後の児童・生徒数の推移や地域の実情を加味しながら、よりよい教育環境の整備に努めます。さらに、開かれた学校を念頭においた施設の整備計画を策定します。

子どもたちの安全を確保するために、地域と協力した体制の確立を図ります。

(2) 教職員研修・教育相談の充実

教育センターを中心に、教職員の資質向上のため、研修の充実を図るとともに、教育に関する専門的・技術的事項の調査や研究を行い、その成果の普及に努めます。

また、不登校児童・生徒への対応の強化や不登校・情緒・行動・発達等の多様な相談に応えるため、関係機関との連携を図りながら、教育相談の充実に努めます。

(3) 就学・就園の奨励・援助

幼稚園就園の奨励を進めるとともに、保護者の経済的負担の軽減に努めます。小中学校においては、就学の援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。

また、高等学校等の就学に係る保護者負担の軽減を図るとともに、私立高校の学費負担の軽減化が図れるよう関係機関に働きかけます。

3 地域に開かれた学校づくりの展開

保護者や地域住民等の意向の把握と協力を得るシステムを構築するとともに、児童・生徒、保護者、地域住民等による外部評価を実施し、学校の教育活動や学校運営について説明責任を果たし、学校改善

に向けた取組の推進と開かれた特色ある学校づくりの充実を図ります。

学校を支援するボランティアネットワークシステムの充実を図り、保護者や地域住民等による支援体制を推進するとともに、市内の大学との連携によるインターンシップ制度等の活用により、子どもたちの学びを地域に広げる取組を進めます。

[青少年育成]

4 青少年の居場所づくり

(1) 青少年拠点施設等の整備・充実

「つながり」を基本理念として、青少年自らの活動の場並びに青少年団体や青少年育成団体の活動の場として、また、幅広い情報や相談の機能を持つ青少年育成のための拠点施設を整備します。

野外活動や集団活動の場としての青少年野外活動センターや少年自然の家の実施に努めるとともに、青少年クリエイティブセンターや勤労青少年ホームの事業の充実に努めます。

(2) 学校施設等を活用した事業の推進

地域で子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所（太陽の広場）や子どもの自主性、創造性を育む体験活動の場（地域の学校）、完全学校週5日制に伴う学校開放事業など、小学校の施設や学習資源を活用した事業を推進します。

(3) 非行防止など環境の整備

地域住民の協力を得ながら、有害図書類の追放運動や青少年健全育成協力店運動を展開するなど、青少年の非行防止に向けた環境整備に努めます。

5 青少年の仲間づくり

(1) 青少年育成事業の推進

青少年育成団体などとの連携を図り、青少年活動を活発化するとともに、青少年活動団体への加入や仲間づくりを促進します。

地域に根差した活動やボランティア活動への参加を促進するとともに、地域と学校との連携による青少年活動を推進します。

(2) 指導者の養成

ジュニアリーダー、青年リーダー、地域の指導者の育成と資質の向上を図るため、講習会や研修会を体系的に見直し、各世代間のリーダー交流を促進することで、各地域における青少年活動の活

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

第1節 学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり

性化を図ります。

(3) 活動機会の提供

青少年同士のふれあいや社会のさまざまな人とかかわりを持つ機会を提供し、集団の中で役割を与えることによって、仲間づくりをすることや社会性を身につけることができるよう支援します。

6 青少年を育てる家庭・地域づくり

(1) 地域ぐるみの子育て支援

子どもを通じて、幅広い年齢層の大人が交流し、子育てに関する情報交換や悩みの解消を図るなど、地域で子育てを支援する基盤の整備に取り組みます。

(2) 相談体制の充実

青少年やその家族からの多様な相談に応じることができるよう、関連機関との連携や協力体制を強化するとともに、相談体制の充実を図ります。

(3) 家庭、学校、地域が一体となった青少年の育成

子どもの成長に果たす家庭の役割は大きく、親子で参加する行事や相談事業、PTA活動への支援などを通じて、家庭への支援を行います。

また、家庭、学校、地域が課題を共有化し、課題解決に向けた取組を進めていけるよう、きめ細かな連絡調整や情報提供を行い、地域活動での協働をめざした、教育コミュニティづくりを推進します。

(4) 青少年団体等の育成

青少年団体や青少年育成団体の活動を支援するとともに、団体相互の連携を深めます。また、地域で活動している各種団体が継続的・日常的に子どもにかかわるシステムを構築し、地域社会の共有財産である学校との協働を支援します。

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

第2節 生涯にわたり楽しく学べるまちづくり

体系

- 1 生涯学習推進体制の充実
 - (1) 推進体制の基盤整備
 - (2) 学習施設の整備と体系化
 - (3) 学習情報の収集と提供
- 2 社会教育施設等における生涯学習の推進
 - (1) 社会教育施設の整備・充実
 - (2) 学習プログラムの充実
 - (3) 学習活動への支援
 - (4) ふれあいと自己実現の場の提供

動向と課題

- 1 人びとは、物質的な豊かさや便利さから、生きがいのある心豊かな生活や人生を送ることを重視するようになってきました。また、科学技術の進歩や高度情報化、国際化により、新しい知識や技術の習得、情報の主体的な活用や多文化を理解する必要性が高まっています。
- 2 生涯学習は、市民一人ひとりがそれぞれに適した方法や手段で、生涯にわたって行うさまざまな学習であり、知識や技能を身につけるだけではなく、それを通じて豊かで生きがいのある生活をめざすものです。

一方、学んだ人が、学習の「受け手」にとどまらず「教え手」となり、社会の「つくり手」として、その成果を社会に広げ発信していく過程もまた生涯学習といえます。学んだ成果を社会全体で認め合い、よりよい地域社会を共につくっていくことは、より豊かな学習活動につながっていきます。一人ひとりの学びが、人と人、人と地域をつなぎ、豊かな文化の創造と地域づくりにつながるような生涯学習社会の形成に向けて取り組む必要があります。
- 3 本市には、大阪大学、関西大学、大阪学院大学、千里金蘭大学や国立民族学博物館があり、それぞれの機関で公開講座等の市民を対象とした学習機会が

提供されています。また、地区公民館は、市民が自宅から気軽に訪れることのできる場所にあり、生涯学習活動の場として中心的な役割を果たしています。こうした本市の特長的な学習資源である大学等との緊密な連携や地区公民館の有効活用を図りながら、生涯学習を総合的に推進する必要があります。

- 4 地域で互いに学び、ふれあい、交流することは、地域社会への関心を育み、市民参加のまちづくりや個性的で活力ある地域づくりを進める上で重要です。生涯学習において、公民館、図書館など社会教育施設の果たす役割は大きく、生涯にわたる多様な学習ニーズに応えるため、施設の整備や充実を図るとともに、学習・文化サークル活動の育成や学習活動を支援し、ふれあいや交流を深め、自己実現の場の提供に努める必要があります。

基本方向

- 1 家庭、学校、地域、行政だけでなく、民間企業、市民団体などが相互に連携し、各々の役割が適切に果たされるよう、生涯学習推進体制の充実に努めます。
- 2 生涯を通じて学習できる場と機会を誰もが利用でき、学習した成果が生かせるよう、学習施設の整備と体系化を図り、学習機会や施設の情報を幅広く収集し提供に努めます。
- 3 市民一人ひとりが、自己の可能性を探り、豊かな地域社会を築く構成員として能力を生かすことができるよう、社会教育施設の整備を図ります。また、市民の多様なニーズに応えるとともに、高齢者や障害者が積極的に参加できる学習機会と学習内容の充実に努めます。
- 4 家庭や地域における自主的な学習活動を促進するため、学習機会の提供や相談機能の充実を図り、指導者や自主学習グループへの支援に努めます。
- 5 楽しく学び、学んだことが地域の活性化に生かされ、まちづくりにつながるよう、世代間交流や地域

団体との連携を進め、市民のふれあいや交流、自己実現の場の提供を図ります。

計画

1 生涯学習推進体制の充実

(1) 推進体制の基盤整備

「生涯学習推進計画」に基づき、総合的な施策の推進を図るとともに、市民の参画や大学等との連携による推進体制の整備に努めます。

(2) 学習施設の整備と体系化

生涯学習を推進するための学習プログラムの研究・開発や学習情報の収集・提供、指導者の養成・研修などを行うとともに、生涯学習のネットワークのセンター的機能を果たすことができる(仮称)生涯学習センターの建設を進めます。

学習施設間の相互の連携や協力を密にし、各施設が持つ機能や立地条件などを生かした学習施設の体系化を図るとともに、市民の多様な学習ニーズに応え、学んだことを社会に還元するなど生涯学習社会をめざすにふさわしい施設の整備、学習内容の充実を図ります。また、コミュニティセンターをはじめコミュニティ関連施設との連携や大学等との連携を図ります。さらに、身近な学習活動の場の一つとして学校施設の利用を推進します。

(3) 学習情報の収集と提供

施設情報、講座・イベント情報、団体情報、人材情報など多面的な学習・文化・スポーツ情報の収集と提供に努めるとともに、必要な情報が適時に提供できる生涯学習情報システムの整備を進めます。また、市民のさまざまな学習相談に応じ、適切に指導・助言できる体制を整備します。

2 社会教育施設等における生涯学習の推進

(1) 社会教育施設の整備・充実

地域での市民の多様な学習・文化活動に応えることができる地区公民館の諸施設の充実に努めるとともに、地域での生涯学習の幅広い展開を支えるにふさわしい地区公民館の運営体制の充実を図ります。

図書館においては、市民の多様なニーズに応えられるよう新鮮で魅力ある蔵書をめざすとともに、

中央図書館・分館・分室の施設の充実に努め、生涯学習時代にふさわしい施設整備を図ります。また、近隣市町の図書館や大学等の図書館との連携と相互利用を進めます。

地域歴史資料を収集展示し、文化財保護、情報発信基地としての拠点施設である博物館は、収集資料の増大に対応するため、また市民の学習意識の高まりに伴う展示内容の更新を図るため、施設の整備・充実に努めます。

(2) 学習プログラムの充実

「生涯学習推進計画」に基づき、公民館や図書館をはじめとする社会教育施設で生涯学習の中核的な役割を担い、相互の連携を図るとともに、障害者や、乳幼児から高齢者までを対象とする幅広い学習機会の保障と、人権、福祉、環境などの現代的課題や市民ニーズに応じた学習内容の充実に努めます。

また、「子ども読書活動推進計画」の策定や、図書館における読書活動の振興につながる諸事業の実施、学校図書館への支援等を通じて、さまざまな学習プログラムの提供に努めます。

(3) 学習活動への支援

地域での多様な自主的学習活動を支援するため、図書館でのレファレンスサービスや各施設での学習相談機能の充実を図るとともに、電子資料の有効活用やホームページを活用した情報発信等により学習情報や人材情報の提供に努めます。

P T Aなどの社会教育関係団体や自主学習グループへの情報提供や相談機能の充実によりその育成に努めるとともに、外国人への学習支援として、国際交流協会と連携した取組や、図書館での外国語資料の収集と貸出などの多文化サービスの展開を進めます。

(4) ふれあいと自己実現の場の提供

高齢者と若い世代が共に学べる世代間交流事業や、共通の地域課題、生活課題に関する学習機会の提供などを行うとともに、音訳・点訳ボランティアやブックスタートボランティア、地域・家庭文庫など、さまざまな団体等との連携による取組を進めるとともに、地域での市民のふれあいや交流、自己実現の場の充実に努めます。

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

第3節 スポーツに親しめるまちづくり

体系

- 1 体育・スポーツ施設の整備
 - (1) 市民体育・スポーツ施設の整備
 - (2) 学校体育施設等の利用・活用
- 2 指導者の養成・確保と資質の向上
 - (1) 指導者の養成・確保
 - (2) 指導者の人材活用
- 3 スポーツ関係団体の育成
 - (1) 各スポーツ団体の育成
 - (2) 総合型地域スポーツクラブの育成
- 4 生涯スポーツの促進
 - (1) 地域スポーツの振興
 - (2) スポーツイベント・プログラムの提供
 - (3) 健康づくり事業の推進と高齢者・障害者スポーツの振興
 - (4) 情報の提供

動向と課題

- 1 生活全般における合理化や省力化が進み、運動不足やストレスなど人びとの身体と心に深刻な問題が生じてきています。

また一方では、余暇時代を反映した「レジャースポーツ」、運動不足、過剰栄養、ストレスなどを背景にした「健康スポーツ」、さらに高齢化が進む中での「生涯スポーツ」など、市民の間にスポーツに対する関心が一段と高まっています。
- 2 本市においては、健康づくり宣言都市として、「一市民・一スポーツ」を合言葉に、生涯スポーツの推進を目標に掲げ、市民の健康・体力づくり施策の充実と発展に取り組んできました。地域に整備した体育館の利用をはじめ学校体育施設の開放などを通じて、多くの市民のスポーツ活動への参加を促してきました。また、指導者の養成では、講座の修了者が、各地域で活躍するなど、「学び手」が「教え手」となり、地域スポーツの振興と地域コミュニティの育成

に大きな役割を果たしています。

- 3 すべての人が、それぞれの体力や年齢、目的に応じて、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。市民ニーズに応じたスポーツの振興を図り、できるだけ早期に成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%（2人に1人）になることをめざすとともに、総合型地域スポーツクラブの育成について検討を進めていく必要があります。

基本方向

- 1 多様化する市民ニーズに応えることができるよう、施設の整備と有効活用に努めるとともに学校体育施設の地域への開放を今後とも推進します。
- 2 指導者の養成・確保と人材活用に努め、スポーツ関係団体の育成を図り、地域スポーツの充実や、すべての人を対象としたきめ細かなスポーツプログラムの提供に努めるとともに、健康の保持・増進のため、保健事業との連携を図り、健康づくり事業を推進します。また、さまざまなスポーツ情報の提供を積極的に行い、市民一人ひとりが生涯にわたり気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう努めます。

計画

- 1 体育・スポーツ施設の整備
 - (1) 市民体育・スポーツ施設の整備

既存の体育・スポーツ施設の老朽化に伴う安全性の確保と高齢者や障害者などの利便性を考慮した施設の整備・充実に努めるとともに有効利用を図り、利用者に対するサービスの向上に努めます。
 - (2) 学校体育施設等の利用・活用

地域のスポーツ・レクリエーション活動の中心となっている学校体育施設開放事業の充実に努めます。また、大学等が所有する体育・スポーツ施

設との連携について協力を要請します。

2 指導者の養成・確保と資質の向上

(1) 指導者の養成・確保

地域におけるスポーツ活動の指導・助言にあたる社会体育リーダー、高齢者スポーツの振興を図る指導者、競技スポーツの技術指導や組織の育成指導にあたるスポーツ指導員の養成・確保に努めるとともに、資質の向上をめざし、研修会等の充実に努めます。

(2) 指導者の人材活用

地域社会や時代の要請に応え、市民のスポーツ・レクリエーション活動をより促進させるため、地域や学校のスポーツクラブの指導者として活用ができるよう指導者登録・派遣システムなどの充実に努めます。

3 スポーツ関係団体の育成

(1) 各スポーツ団体の育成

多様なスポーツ種目が普及しつつある状況に応じ、スポーツ関係団体の育成を図ります。また、市民の多様なスポーツに対するニーズに応えるために、団体間の相互協力を促進します。

(2) 総合型地域スポーツクラブの育成

総合型地域スポーツクラブの育成にあたっては、地域のスポーツ団体の役割が重要であり、学校体育施設開放事業の充実に図る中で、各地域の活動実態を踏まえたクラブ創設の方策を検討します。

4 生涯スポーツの促進

(1) 地域スポーツの振興

すべての人が、「いつでも、どこでも、いつまでも」気軽にスポーツに親しめるよう、身近な学校体育施設をより有効に活用した地域スポーツの振興を図ります。また、体育指導委員が、各地区体育振興会（協議会）などのスポーツ関係団体の協力を得て、より充実した地区スポーツプログラムの企画及び実技指導・助言を行うことができるよう取組を進めます。

地区市民体育祭は、子どもや高齢者の参加を促進できるよう運営方法やプログラムの充実に努めます。

(2) スポーツイベント・プログラムの提供

すべての人を対象に、年齢や体力に応じたきめ細かなスポーツ教室の充実を図るとともに、ニュースポーツの開発など、多様なスポーツプログラムの提供に努めます。

市長杯(旗)大会は、スポーツ振興に欠くことのできない事業であり、今後も内容の充実に努めます。

また、一人でも多くの市民がスポーツに関心を持ち、親しめるよう、高度なスポーツイベントにふれる機会の創出に努めます。

(3) 健康づくり事業の推進と高齢者・障害者スポーツの振興

健康の保持・増進と生活習慣病の予防や改善のために、身体活動や運動を日常生活の中に習慣化できるように、保健事業との連携を図り、それぞれのライフステージに応じた生涯スポーツに取り組める環境を整備します。また、高齢者や障害者が健康の保持・増進を図り、健やかでいきいきとした生活を送れるような施策の充実に努めます。

(4) 情報の提供

市民が生涯スポーツに親しむための基盤であるスポーツ・レクリエーション情報の提供については、広報紙などでの情報提供、ホームページの充実やオーパスシステムの活用などインターネットの利用を推進し、市民がより情報を入手しやすいシステムの充実に努めます。

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

第4節 多彩な文化が交流するまちづくり

体系

- 1 文化の振興
 - (1) 総合的文化施策の展開
 - (2) 市民文化の振興
 - (3) 地域文化の振興
- 2 文化を育む環境づくり
 - (1) 文化施設の充実
 - (2) 大学等との連携
 - (3) 都市間交流の推進
- 3 文化財の保存と活用
 - (1) 文化財の調査と保存
 - (2) 文化財保存意識の啓発
 - (3) 博物館の充実

動向と課題

- 1 市民の価値観は、物質的充足から生活の質の重視へと変化し、画一的な生活様式からより個性的で多様な生き方を求める時代へと変化しています。

このような変化は、文化に関する市民の自主的な活動の展開にみられるように、人間としての生き方や暮らし方を質的に高めていこうとする積極的な活動を生んでいます。

地域には、人びとが住み、まちがつくられる中で蓄積されて地域の個性や魅力となった、有形、無形の文化が形づくられてきました。そして今、事業者を含めた市民の活動や豊かな発想による新たな文化が、それぞれの地域の中で育まれています。

- 2 市民の幅広い文化活動を支援し、その創造と振興のための総合的・多面的な文化施策の展開を図る必要があります。

専門的な文化施設や魅力ある文化施設など、市民の多様な文化活動の場の整備に努めるとともに、地域の文化的資源の活用、都市環境の整備に文化的手法を取り入れるなど、都市生活者に感動とやすらぎを提供していくような文化的風土づくりをめざすこ

とが重要です。

- 3 本市は、全国でも有数の「大学のあるまち」であり、大阪大学、関西大学、大阪学院大学、千里金蘭大学や国立民族学博物館などが立地しています。これらの大学等と連携・協力していくことにより、大学等有する高度な専門的知識や情報、優れた施設や設備、また若者が持つエネルギーを生かし、地域文化の向上を図ることが求められています。
- 4 地域文化財は地域の歴史・文化を学習するための財産であり、地域文化の発展の礎となるものです。滅失の危機にある文化財を調査し保存することは、地域の将来の発展を導くための重要な責務です。そのため、市民の文化財保護意識の醸成に向けて、調査成果を公表し、説明板の設置、報告書、解説冊子等の刊行事業を市民団体の協力の下で、さらに充実していく必要があります。

博物館展示は、常に新しい成果を取り込み、事業の更新により内容の充実を図る必要があります。また、地域、各種施設、学校、各種市民団体、ボランティアなどとのさまざまな連携により、市民にとって分かりやすい博物館事業を進める必要があります。

基本方向

- 1 芸術文化活動や生活文化活動などの市民の幅広い文化活動を支援し、新たな市民文化の創造と地域文化の継承・発展に向け、総合的な文化施策の展開を図ります。
- 2 多様化し高度化する市民の文化活動の場の整備や充実に努めるとともに、市内の大学等との多面的な連携や都市間交流の推進を図り、文化を育む環境づくりをめざします。
- 3 文化財の調査を継続し、その成果を保存に生かし、文化財を活用しつつ、地域文化の形成に寄与するとともに、文化財の調査や成果の公開についても市民との協働の場を形成していきます。また、博物館の収蔵・展示能力を高め、子どもを含め市民に対して、

分かりやすい展示や歴史学習を体感できるような参加体験型事業を進め、そのための地域と施設と人をつなぐ枠組みを構築していきます。

計画

1 文化の振興

(1) 総合的文化施策の展開

文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するための「(仮称)文化振興基本条例」(平成17年度(2005年度)中に策定予定)や「文化振興ビジョン」「みんなで創る!歴史と文化のまちづくり」に基づき、幅広い市民の文化活動を支援し、その創造と振興を図ります。

(2) 市民文化の振興

市民文化祭や美術展覧会、地区公民館文化祭、市民ギャラリーなど市民の自主的な芸術文化活動や生活文化活動を支援するとともに、文化関係団体の育成に努めます。また、文化会館(メイシアター)での事業や市民劇場など優れた芸術文化にふれる機会の提供を図ります。さらに、国際交流協会との連携を図り国際的文化交流の機会の創出に努めます。

(3) 地域文化の振興

吹田歴史文化まちづくりセンター(浜屋敷)の活用など、人びとが住み、まちがつくられる中で蓄積された歴史・文化資源を発掘・再発見し、まちの財産として保全・活用していきます。

また、地域の資源を活用したさまざまな文化活動や交流を活発にし、新しい地域文化の創造に努めます。

2 文化を育む環境づくり

(1) 文化施設の充実

市民の多様な文化活動に応えるため、芸術文化施設の整備などを検討します。また、使いやすさや利用しやすさなどの視点からすべての施設の見直しを図るとともに、施設間のネットワークづくりを進め、利用者のニーズに応じた整備に努めます。

(2) 大学等との連携

大学等の教育・学術文化機関の専門的研究機能

や情報発信機能、また、学生の潜在能力やエネルギーを、地域の文化の発展とまちの魅力づくりに生かすことができるような交流の促進と連携事業の推進を図ります。

(3) 都市間交流の推進

特色ある文化や歴史を持つ都市との交流を通して、相互の共通点や相違点を認識し、相互のコミュニティ意識の醸成を図るために、行事やイベントでの市民参加交流や相互訪問など都市間交流の推進を図ります。

3 文化財の保存と活用

(1) 文化財の調査と保存

地域に残されてきた埋蔵文化財、有形文化財、無形文化財などを調査し、保存と活用を図ります。特に重要な文化財については、指定文化財、登録文化財などの措置を講じ、保存に向けた補助や助成に努めます。

(2) 文化財保護意識の啓発

文化財説明板の設置、調査報告書や各種解説書などの刊行によって、調査成果の公表と情報の提供を行い、文化財保護意識の啓発を進めます。あわせて、講演会や現地説明会、見学会の開催などによって、文化財情報を提供します。

(3) 博物館の充実

考古、歴史、民俗、美術工芸などに関する地域資料の蓄積を図り、展示事業等によって公開していきます。常設展示については、分かりやすく歴史学習のできるような展示に努め、市民が気軽に訪れる博物館をめざします。

講座などに加え、トーク・参加体験型学習などの開催に工夫を加え、広く市民が歴史にふれ、感動を得ることができるような事業の展開を進めます。また、市民ボランティア、学校教員、歴史関係団体、自然関係団体などとの協働や連携による事業展開を進め、地域の歴史や文化を学ぶ拠点としてまちづくりに貢献できる施設のあり方を研究していきます。

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

第5節 国際感覚豊かなまちづくり

体系

- 1 国際感覚の醸成
- 2 国際理解の推進
 - (1) 学習機会の提供
 - (2) 国際交流の促進
- 3 多文化共生のまちづくり
 - (1) 外国籍市民にとっても暮らしやすいまちづくりの推進
 - (2) 外国籍市民の市政への参画

動向と課題

- 1 地域における国際化が進展する中で、多様な文化や価値観を互いに理解し合い、共に地球的視野の中で生きていくことの大切さを実感し、多文化共生のまちづくりを進めていく必要があります。市民一人ひとりが、国際感覚を高め、国際理解を深めるとともに、豊かな地域文化の発展に寄与していく必要があります。
- 2 本市には、大学をはじめ学術・研究機関が数多く立地し、留学生や本市を訪れる外国人が増加しており、こうした国際的・学術環境を生かしたまちづくりを進める必要があります。
- 3 人と人とのかかわりをいっそう充実させる中で外国籍市民を同じ地域社会の構成員として認め、異文化を持つ人びとの自発的な市政への参画や地域社会で貢献する機会を提供して、居住者や留学生にとって暮らしやすく、地域住民として個性を発揮できるよう取組を進める必要があります。

基本方向

- 1 あらゆる機会を通して国際理解と国際感覚を深める学習機会や情報の提供に努めます。
- 2 教育、文化、スポーツなどの分野における市民による国際交流を促進するため総合的な施策を進めま

す。

- 3 外国籍市民の市政への参画や地域での交流を進め、居住者や留学生が主体的に誇りを持って暮らしている環境の整備に努めます。

計画

- 1 国際感覚の醸成
外国籍市民の増加に伴い、市民の国籍や生活形態も多様化していることを認識し、異文化を担う人びととの交流を促進します。外国籍市民を含むすべての人が、共に生きる市民として相互に尊重し合う意識を高めるような各種セミナーやイベントを実施します。
- 2 国際理解の推進
 - (1) 学習機会の提供
学校教育において国内外のさまざまな生活習慣や文化を伝え「自分」と比較する中で、共に学ぶ仲間として「ちがいを認め合い、受け入れ合う心」を育む教育の充実を図ります。生涯学習においては成熟した国際感覚を養う視点に立った講座などの開催を通じて、共にかけがいのない存在として地域の国際化のために参画できる基盤づくりに努めます。
 - (2) 国際交流の促進
国際相互理解の第一歩として、国際交流の場を提供するとともに、市民レベルでの交流活動への支援に努めます。また、友好都市であるモラトワ市、バンクスタウン市との交流事業や、国際化の時代にふさわしい諸事業を国際交流協会と連携を図りながら推進します。さらに、市内の大学や国立民族学博物館などの事業とも連携し、国際交流の促進に努めます。
- 3 多文化共生のまちづくり
 - (1) 外国籍市民にとっても暮らしやすいまちづくりの推進
外国籍市民の人権を守る諸施策を推進するとと

もに、日常生活に必要な情報の提供や相談窓口の設置などにより、暮らしに役立つサービスの充実を図ります。

また、関係行政機関をはじめ民間企業の協力を得て、公共的案内表示の外国語併記の整備などの促進を図ります。さらに、外国籍市民を対象に、日本語や日本の文化・生活習慣について学習する機会を提供し、日本での生活にスムーズに適應できるよう支援します。

また、外国籍市民が地域活動やまちづくりに参加しやすい環境づくりに取り組むとともに、外国籍市民との交流の場を整備します。

(2) 外国籍市民の市政への参画

審議会等への外国籍市民の参画を促進するとともに、共に生きる市民として市政に参画する機会の拡大について検討を進めます。

第5章 環境を守り育てるまちづくり

第1節 環境負荷の少ない住みよいまちづくり

体系

- 1 環境汚染防止対策の推進
 - (1) 事業活動に伴う公害防止対策の推進
 - (2) 自動車公害防止対策の推進
 - (3) 有害化学物質等による環境汚染の未然防止
 - (4) 環境監視体制の充実
 - (5) 公害健康被害者の救済
- 2 快適な生活環境の確保
 - (1) 生活型公害防止の啓発
 - (2) 環境美化の推進
 - (3) 日照障害・電波障害対策
 - (4) ヒートアイランド対策
 - (5) 環境衛生の充実

動向と課題

- 1 事業活動に伴う公害については、公害関係法令の整備などの対策が講じられてきていますが、近年は、ダイオキシン類に代表される有害化学物質による新たな環境汚染が問題となっています。

また、自動車交通量の増大に伴う大気汚染や騒音、近隣における生活騒音など、都市部の市民生活に起因する都市・生活型公害が顕在化してきています。
- 2 空き缶・たばこなどのごみのポイ捨てや不法看板の設置などが市内のさまざまな場所で多くみられ、生活環境に大きな影響を与えています。
- 3 土地の高度利用が進む中、中高層建築物の建築が増加しており、これに伴う日照障害・電波障害などの問題が発生していることから、これらの未然防止を図る必要があります。
- 4 近年、地表面のアスファルト舗装の普及、建物の高密度化、人工廃熱の増大が進む中、都市部の気温が上昇するヒートアイランド現象が大阪府域で認められ、夜間の高温化をもたらすなど生活環境に影響を及ぼしていることから、この現象を緩和するための総合的な対策が求められています。

基本方向

- 1 事業活動に伴う公害の発生を未然に防止し、市民の健康を守るため、公害関係法令に基づき規制や指導の強化を図るとともに、自動車交通量の抑制や自動車排出ガスの削減のための各施策を推進し、大気汚染物質や騒音の低減を図ります。

また、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質等による環境汚染については、事業者とともにその未然防止に取り組みます。

さらに、環境監視体制を充実させ、そのデータを施策に反映させて環境汚染物質の低減化を推進します。
- 2 生活騒音や生活排水などの生活型公害に対し、防止を図るための必要な啓発を行うとともに、環境美化に対する意識の高揚を図り、市民や事業者と連携し、快適な生活環境を確保するための対策を推進します。

また、ヒートアイランド現象を緩和するため、市民、事業者、行政が連携した総合的な対策を推進します。

計画

- 1 環境汚染防止対策の推進
 - (1) 事業活動に伴う公害防止対策の推進

事業活動に伴う公害の発生を未然に防止するため、「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「騒音規制法」などに基づき、規制や指導の強化、徹底を図ります。
 - (2) 自動車公害防止対策の推進

自動車交通量の抑制、排ガスの規制強化等の発生源対策や、道路構造の改良等の沿道環境改善について、国や関係機関に働きかけるとともに、ノーマイカーデー運動、アイドリング・ストップ運動等の啓発事業や、低公害車の普及促進など、市として取り組むことができる自動車公害防止に係

る施策を積極的に推進します。

(3) 有害化学物質等による環境汚染の未然防止

ダイオキシン類等の有害化学物質の排出削減を指導するとともに、未規制化学物質などの使用実態、環境に及ぼす影響等を調査し、事業者とともに環境汚染の未然防止に取り組みます。

また、「遺伝子組換え施設に係る環境安全の確保に関する条例」の運用により、遺伝子組換え実験の実施に伴う環境への生物による影響の未然防止に努めます。

(4) 環境監視体制の充実

大気汚染、水質汚濁、騒音などの状況を的確に把握し、環境悪化を未然に防ぐとともに、環境保全を図るため環境監視体制の充実を図ります。

(5) 公害健康被害者の救済

公害認定患者に対する事業及び特定地域の大气汚染特定疾病患者に対する医療費助成を継続し、市内在住のぜん息児や呼吸器系疾病患者対象の健康被害予防事業の充実を図ります。

2 快適な生活環境の確保

(1) 生活型公害防止の啓発

生活騒音等の身近な生活環境をめぐる問題についての解決を図るため、近隣間の生活マナーの向上について啓発を行います。

また、生活排水等による水質汚濁を防止し、良好な水環境を保全するため、市民や事業者とともに、水環境をよくする取組を推進します。

(2) 環境美化の推進

市民、事業者、関係機関と連携を図り、違法屋外広告物の撤去活動やポイ捨て等の防止の啓発に努め、環境美化活動を推進します。

(3) 日照障害・電波障害対策

中高層建築物の建築に伴う日照障害・電波障害などの問題について、関係者の相互理解により解決できるように努めるとともに、紛争を未然に防止するよう指導に努めます。

(4) ヒートアイランド対策

市域におけるヒートアイランド現象の実態把握に努めるとともに、大阪府との連携を図りながら、省エネルギーや緑化の推進、雨水浸透施設の設置の促進など市民、事業者、行政が一体となった各

種対策を推進します。

(5) 環境衛生の充実

ねずみ、蚊、はえ及び不快害虫の駆除や狂犬病予防対策などに努めるとともに、雑草などが繁茂している空地について、空地所有者に対して適正管理を促します。

また、市立火葬場については、周辺環境に十分配慮した施設の整備に努めます。

第5章 環境を守り育てるまちづくり

第2節 自然と共生するまちづくり

体系

- 1 自然とのふれあい空間の保全と創造
 - (1) 生き物の生息空間の確保
 - (2) 身近な緑や水辺の保全と創造
 - (3) 花と緑、水をめぐるネットワークの充実
- 2 自然環境保全意識の普及・啓発
 - (1) 学習機会の提供及び情報の整備・活用
 - (2) 自然保護活動への支援

動向と課題

- 1 開発事業による緑の減少など都市化の進行により、日常生活における人と自然とのふれあいの場や機会が少なくなってきましたが、自然は、やすらぎと優しいを与えるなど人間生活にとって必要不可欠なものです。

貴重な自然環境を育み次世代に引き継ぐため、緑や水辺、農地など、自然とふれあうことができる空間の保全や整備に努めるとともに、市民の自然に関する理解や関心を深めることが必要となっています。

基本方向

- 1 生き物の生息空間の確保を図り、緑や水辺、農地など、自然とふれあうことができる空間の保全や整備に努めます。
- 2 自然環境保全に関する正しい理解や知識の普及・啓発を図り、市民、事業者などの自主的な活動の促進に努めます。

計画

- 1 自然とのふれあい空間の保全と創造
 - (1) 生き物の生息空間の確保

市内の生き物の生息実態を把握し、それらの生態系を守るため、多くの生き物の生息している地

域の保全に努めます。

(2) 身近な緑や水辺の保全と創造

市街地にある樹林地、農地などの緑地の保全や、緑の機能、地域の特性を生かした緑化推進を図るとともに、市民、事業者の主体的な緑化活動を支援する仕組みの整備を図ります。また、開発事業に際し、事業地内の豊かな緑の確保が図られるよう、誘導に努めます。

さらに、水辺の持つ多様な生き物の生息空間としての機能を生かしながら、自然とふれあうことができる水辺空間の整備を進めます。

(3) 花と緑、水をめぐるネットワークの充実

多様な生き物の生息空間を確保することができるよう、緑のネットワークルートを活用しながら、身近な公園や緑地を中心として、河川やため池等の貴重な自然をつなぎ合わせます。その中で、地域の特性に応じた花と緑、水に親しめる散策コースを選定し、拠点となる施設の充実を図ります。

2 自然環境保全意識の普及・啓発

(1) 学習機会の提供及び情報の整備・活用

自然環境の保全に関する正しい理解や知識の普及・啓発を図るため、市民が自然とふれあい、学ぶ機会を提供するとともに、自然環境に関する情報の整備や活用に努めます。

(2) 自然保護活動への支援

市民、事業者などの自主的な自然保護活動への支援に努めます。

第5章 環境を守り育てるまちづくり

第3節 循環を基調とするまちづくり

体系

- 1 地球環境保全の推進
 - (1) 地球環境に配慮した行動の普及促進
 - (2) 新しいエネルギーの活用
- 2 廃棄物対策の推進
 - (1) 廃棄物の減量・リサイクルの推進
 - (2) 廃棄物の適正な処理
- 3 総合的・計画的な環境施策の推進
 - (1) 環境基本計画の推進
 - (2) 率先行動の推進
 - (3) アジェンダ21すいたの推進
 - (4) 環境影響評価制度の運用
 - (5) 環境情報の整備・提供
- 4 環境学習・環境教育の推進
 - (1) 環境学習・環境教育の機会の充実
 - (2) 人材の育成・支援

動向と課題

- 1 地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球環境問題の深刻化に伴い、京都議定書など国際的な取組や国による各種法整備などが進められていますが、これらの問題は、私たちの日常生活や事業活動と深くかかわっていることから、そのあり方を見直し、一人ひとりが地球環境保全に貢献できる取組を進めていくことが求められています。
- 2 本市におけるごみの排出量については、家庭系ごみ、事業系ごみともに減少傾向にあるものの、排出されるごみ中には紙類などの資源化可能物が含まれており、焼却施設の適正処理能力を超えて焼却しています。このような状況から脱却し、安全かつ安定的なごみ処理を確保するために、排出者責任による分別の徹底を図るとともに、よりいっそうの減量・リサイクルの取組を推進する必要があります。

また、廃棄物の適正な処理の確保のため、耐用年数を超えて稼働している焼却施設の建替えを円滑に

進める必要があります。

- 3 環境問題は複雑・多様化し、その解決に向けた施策も広範多岐にわたっています。持続可能な社会の実現に向けて、環境施策を適切かつ効果的に進めるためには、将来を見通した長期的視点を持ち、施策を相互に連携させながら、市民、事業者、行政の協働の下で、総合的かつ計画的に進める必要があります。
- 4 講演会、イベントの開催などの啓発活動をはじめ、学校における環境教育副読本の作成など環境学習・環境教育の推進を図ってきましたが、環境問題と私たちの社会経済活動との深いかかわりや国における「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の制定などを踏まえ、家庭、地域、学校などのさまざまな場における環境学習・環境教育のさらなる推進が求められています。

基本方向

- 1 地球環境に配慮した行動の普及促進を図りながら、日常生活や事業活動において足もとからの地球環境保全に向けた取組を進めます。また、地球環境保全を進める上で有効な新しいエネルギーについて、その活用が図られるよう取組を進めます。
- 2 日常生活や事業活動において、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）により、減量・リサイクルの徹底を図るとともに、千里リサイクルプラザと連携し循環型社会の形成を図ります。

また、環境保全を基本としたごみの適正な処理に努めるとともに、焼却施設の建替え事業を進めます。
- 3 環境を総合的な視点でとらえ、市民、事業者、行政それぞれの役割分担の下、相互に協力・連携しながら、広範多岐にわたる環境施策を体系的に組み立て、計画的な推進を図ります。
- 4 一人ひとりが環境問題に関心を持ち、環境保全に向けた主体的活動を実践できるよう、多様な場での

環境学習・環境教育の機会の充実を図るとともに、その担い手としての人材の育成や支援を図ります。

計画

1 地球環境保全の推進

(1) 地球環境に配慮した行動の普及促進

地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題に対処するため、日常生活や事業活動において、地球環境に配慮した行動が進められるよう、その普及促進を図ります。

(2) 新しいエネルギーの活用

太陽光発電やバイオマスなどの新しいエネルギーの活用が図られるよう、普及・啓発を行うとともに、各種支援制度の検討を行います。

2 廃棄物対策の推進

(1) 廃棄物の減量・リサイクルの推進

廃棄物の減量・リサイクルの徹底が図られるよう啓発や指導に努めるとともに、千里リサイクルプラザとの連携により、新たな資源化方策等について研究します。

また、廃棄物の減量・リサイクルに関する市民、事業者の自主的な取組に対する支援を行います。

(2) 廃棄物の適正な処理

廃棄物処理施設の整備・充実を図り、環境に配慮した廃棄物の適正な処理に努めます。

焼却施設の建替えにあたっては、廃熱の有効利用を図るとともに、周辺地域と共存できるよう十分な環境対策を行います。

また、残灰・不燃物の処分に必要な最終処分場等の確保についても、関係市町村との連携の下に、国や府に強く要請します。

3 総合的・計画的な環境施策の推進

(1) 環境基本計画の推進

「環境基本条例」「環境基本計画」に基づき、総合的かつ計画的な環境施策の推進を図ります。

(2) 率先行動の推進

市自らの活動が環境に大きな負荷を与えていることを認識しながら、市民、事業者の環境保全に対する意識の高揚を図るため、省エネルギー・省資源やグリーン購入など率先して環境に配慮した

取組を進めます。

(3) アジェンダ21すいたの推進

持続可能な社会の実現に向けた行動計画である「アジェンダ21すいた」（平成16年度(2004年度)中に策定予定)に基づき、市民、事業者、行政が協力・連携し行動するための仕組みづくりを進めます。

(4) 環境影響評価制度の運用

「環境影響評価条例」に基づき、環境影響評価制度を適切に運用し、総合的な環境保全を推進します。

(5) 環境情報の整備・提供

環境施策の効果的な推進を図るとともに、市民、事業者の環境への取組の促進に資するため、環境情報を体系的に整備するとともに、多様な広報媒体を活用した情報提供に努めます。

4 環境学習・環境教育の推進

(1) 環境学習・環境教育の機会の充実

市民の誰もが環境に関心を持ち、環境に対する責任と役割を理解するために、学校、地域、家庭、職場、野外活動など多様な場において環境学習・環境教育の機会の充実を図るとともに、環境学習プログラムや教材の開発・整備に努めます。

(2) 人材の育成・支援

市民の環境への取組を定着させていくため、知識や経験が豊かな人材の発掘と養成を行うとともに、その人材が地域や学校で幅広く活躍できるような条件整備に努めます。

第6章 安全で魅力的なまちづくり

第1節 安全なまちづくり

体系

1 防災

- (1) 市街地の防災環境整備
- (2) 防災体制の確立
- (3) 地域防災力の向上
- (4) 地域防災計画の充実

2 防犯

- (1) 防犯環境の整備
- (2) 防犯体制の充実
- (3) 防犯意識の高揚

3 消防

- (1) 消防体制の整備・充実
- (2) 火災予防の推進
- (3) 警防活動の充実
- (4) 救急活動の充実

動向と課題

- 1 今世紀前半での発生が予想されている東南海・南海地震をはじめ、台風や集中豪雨など、大きな被害をもたらす災害の発生が懸念されています。都市構造の変化や高齢化が進む中で、丘陵部と低地部からなる地勢を持つ本市でもこのような災害が発生すると、被害が広範囲に及ぶことも予測されます。このため、災害の未然防止と、被害を最小限度に止めることができるよう、都市の防災機能の強化や、ライフラインの確保、防災体制の強化・充実を図ることが求められています。さらに、阪神・淡路大震災の教訓から、「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域防災の基本に立ち、市民の防災意識の高揚や、地域における自主的な防災活動の促進を図る必要があります。
- 2 人口の高齢化や女性の社会進出により、昼間の地域社会では高齢者と子どもの比率が高くなりつつあります。また、他人の生活に干渉しないという意識が地域の人間関係を希薄にしていることか

ら、災害発生時における、高齢者や障害者等の要支援者に対する地域ぐるみでの避難誘導や安全対策の充実が必要になっています。

- 3 地域での連帯意識の希薄化が進み、地域社会での犯罪抑止力も低下し、犯罪の増加が懸念されています。本市では、「大阪府安全なまちづくり条例」の制定を受け、「大阪府吹田警察署安全なまちづくり協議会」を発足させ、警察、事業者、市民、民間団体、行政が一体となって、安心・安全に暮らすことのできるまちづくりに努めています。今後さらに、防犯体制の確立を図り、家庭、地域、関係機関が一体となって、犯罪のないまちづくりを進める必要があります。
- 4 社会経済活動や市民の生活行動が多様化する中で、予想し難い災害が発生する危険性が拡大しています。また、科学技術の高度化に伴い、放射性物質など危険物質による特殊災害の潜在的発生要因が多くなっています。これらの災害や、地震、風水害などの大規模災害に的確に対応できる体制の確保が必要です。特に阪神・淡路大震災での貴重な経験や教訓等を踏まえ、大規模災害時における人命救助活動等をより効果的にするためには、災害活動拠点の整備や広域消防相互応援体制のいっそうの充実を図る必要があります。
- 5 救急に対する需要は年々増加の傾向にあり、また、救急救命処置に関しては高度化が求められています。このような状況を踏まえ、救急活動体制や救急隊員の知識や技術を維持向上するため、関係機関における実習・研修等の整備・充実を図る必要があります。

基本方向

- 1 市民との協働による安心・安全のまちづくりは、行政や市民生活のさまざまな分野に及ぶことから、関連する施策の体系化を図り、市民、事業者の協力の下に総合的かつ計画的に推進していきます。

- 2 災害時における市民生活の安全を確保するため、都市防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図ります。また、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、防災システムの整備確立や、救援体制の充実などを図り、防災体制の確立をめざします。さらに、市民の防災意識の高揚に努め、自主防災組織の結成を促進し、地域における自主的な防災活動の促進を図ります。
- 3 犯罪のないまちをめざして、市民や関係機関と連携して、各種犯罪の未然の防止に努めるとともに、市民の防犯意識の高揚に努めます。
- 4 各種災害に即時対応できる消防体制を整備するとともに、火災等の防ぎょ活動に必要な消防車両、装備、消防水利や消防指令通信システムの整備・充実を図ります。また、火災予防活動を展開し、市民、事業所などにおける防火意識の高揚と防火防災体制の確立を図ります。
- 5 救命率向上のため、救急救命士の養成、教育、救急資機材の整備を行い、医療機関をはじめ市民を含めた病院前救護体制の充実を努めます。

計画

1 防災

(1) 市街地の防災環境整備

都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、都市基盤施設の防災機能の強化に努めるとともに、防災空間の整備や木造密集市街地の整備により防災性の向上を図ります。

(2) 防災体制の確立

防災の中核拠点としての防災センターの建設計画を推進するとともに、他市町村との相互応援・協力体制の充実を図ります。また、市民や関係機関に防災情報を提供するシステムの確立に努めます。さらに、緊急物資の備蓄や防災用資器材の整備を進めます。

(3) 地域防災力の向上

地域において防災ハンドブックや洪水ハザードマップを活用した防災講座の開催に努め、自主防災組織の結成を促進するとともに、災害発

生時において、高齢者や障害者等の要支援者への対応が的確に行われるよう地域との連携・協力体制の確立に努めます。また、市民の防災意識をいっそう向上させるため、日頃から啓発活動に努め、関係機関と市民の参加と協力を得て合同防災訓練を実施します。

(4) 地域防災計画の充実

地域防災の基本となる地域防災計画を定期的に見直し、地震や風水害、危険物質による特殊災害等の災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう充実を図り、推進に努めます。

2 防犯

(1) 防犯環境の整備

街頭犯罪防止のため、道路や公園など多くの市民が利用する公共施設については、犯罪面にも考慮した整備に努めます。また、夜間の通行の安全を確保するため、防犯灯の設置等により道路の照度を高めます。

(2) 防犯体制の充実

自治会、商店会、青少年関係団体、防犯協議会などの地域の諸団体によるパトロール活動や通学路における子どもの保護活動等を通じて、安全な地域コミュニティづくりに努め、防犯体制の充実を図ります。

(3) 防犯意識の高揚

警察、防犯協議会等と連携して街頭キャンペーンの実施や地域の犯罪、防犯に関する情報の提供等により市民の防犯意識の高揚に努めます。

3 消防

(1) 消防体制の整備・充実

消防職団員の資質の向上を図るとともに、効果的な人員配置をすることにより組織力を強化し、各種災害に対応できる機動力ある組織を確立します。また、消防署所の適正配置及び改修、耐震化等を図り、災害活動拠点となる消防施設の安全性を確保するとともに災害対応能力を向上させます。

(2) 火災予防の推進

効果的な査察の実施と指導により防火管理の徹底を図るとともに、高齢者を対象とした住宅防火診断を実施するほか、住宅用防災機器の設

第6章 安全で魅力的なまちづくり

第1節 安全なまちづくり

置について普及促進を図ります。また、各種広報媒体を通した幅広い予防広報活動を推進します。

(3) 警防活動の充実

多様化する火災等の災害防ぎょ活動に万全を期すために情報の共有化と一元化を推進するとともに、各種警防計画の整備と、救助及び警防等の活動技術の高度化を図ります。また、消防車両及び装備の充実や、耐震性防火水槽などの消防水利の適正配置を行います。さらに広域的な消防相互応援体制の強化と地域住民による消火活動体制の整備に努めます。

(4) 救急活動の充実

救急救命士の養成や救急資機材の高度化を図るほか、本市にある先端医療施設をはじめ各医療機関との連携を強化するとともに、市民に対し応急手当の方法や救急車の適正な利用方法などを普及・啓発し、病院前救護体制の充実を図ります。

第6章 安全で魅力的なまちづくり

第2節 暮らしや都市活動を支える基盤づくり

体系

- 1 総合的な都市整備の推進
 - (1) 地域の特性を生かしたまちづくりの推進
 - (2) 適切な土地利用の誘導
 - (3) 都市機能の向上と市街地の整備
 - (4) 福祉のまちづくりの推進
 - (5) 吹田操車場の跡地利用
- 2 緑豊かな安心して遊べる公園整備
 - (1) 特色のある公園・緑地の整備
 - (2) 公園施設の整備と維持管理
 - (3) 市民との協働による公園管理
- 3 誰もが安全で快適な交通環境づくり
 - (1) 交通バリアフリーの推進
 - (2) 違法駐車防止
 - (3) 自転車の放置防止
 - (4) 交通安全施設の整備
 - (5) 交通安全教育の推進
- 4 自動車に過度に依存しない交通環境づくり
 - (1) 歩行者・自転車優先のまちづくり
 - (2) 総合交通体系の確立
- 5 安全で快適な道路整備
 - (1) 都市計画道路の整備
 - (2) 道路機能の整備
 - (3) 道路機能の管理・維持
 - (4) 環境整備・安全対策の充実
- 6 上水道の整備
 - (1) 水源の有効利用
 - (2) 水質の適正管理
 - (3) 浄配水施設の計画的な整備
 - (4) 給水方法の改善
 - (5) 水の適正利用
- 7 下水道の整備
 - (1) 下水道管等の充実
 - (2) 下水処理場・ポンプ場の充実
 - (3) 総合的な雨水対策の推進
 - (4) 流域下水道の整備

動向と課題

1 本市は、計画的な都市基盤の整備に努める中で、大阪都市圏における住宅都市として発展してきました。また、大学や医療機関、高度な学術研究施設が整ったまちとして発展を続け、江坂駅周辺では商業・業務機能の集積が進みました。しかし、少子・高齢化の進行や地球環境問題の深刻化、商業・業務機能の停滞、一部地域での開発に伴う急激な人口の増加など多くの課題を抱えており、中心市街地の活性化や既存住宅地での計画的な更新、修復に取り組んでいく必要があります。

また、ユニバーサルデザインの視点を持って、新たな市民ニーズへの対応や防災機能の充実、環境にも配慮した取組などを進め、暮らしに安心と快適性をもたらすとともに、市街地の活性化を図り、個性を生かしたまちづくりを進める必要があります。

2 都市化の進行に伴い、人と自然とのふれあいの場や機会が少なくなってきました。一方、市民意識調査によると、多くの市民は「緑地や水辺などの自然環境が保全されたまち」「道路や公園が整備されたまち」を望んでいます。

公園は自然と親しめる身近な場として大きな役割を果たすものであり、自然とふれあえる場、スポーツが楽しめる場、四季折々の花や木を鑑賞できる場などの特色のある公園づくりを進めることが求められます。また、地震などの災害時に、市民の避難や救援・救助活動に役立つよう整備を図る必要があります。

3 わが国の高齢化は世界に例をみないスピードで進行しており、本市でも本格的な高齢社会を迎えようとしています。また、障害者の社会参加の機会も増大しています。

誰もが安心・安全に生活できる社会の実現に向けて、高齢者や障害者等に配慮した施設の整備や

移動手段の確保などが求められており、さまざまな施策を通じバリアフリー化を進めるとともに、交通安全施策などの充実に努める必要があります。

- 4 自動車交通量の増大が地球環境問題や自動車公害の原因となっています。

これまでの自動車優先のまちづくりから歩行者・自転車優先のまちづくりへの転換を進めるとともに、公共交通機関の利用促進を図り、自動車に過度に依存しない交通環境づくりに向けて取り組む必要があります。

- 5 道路は、交通施設としての機能だけでなく、防災空間としての役割や、上下水道、ガスなどのライフラインを収容するなど、円滑な都市活動や安全な都市生活の実現に欠くことのできない重要な役割を担うものですが、本市の整備状況はまだ十分とはいえません。都市計画道路の未整備などにより、交通渋滞の発生や、渋滞回避の通過車両の生活道路への流入を招き、市民生活に影響を与えています。

交通の円滑な流れを図ることができる道路ネットワークの整備と充実に努めるとともに、すべての人が安全で快適に移動できる環境づくりに向けて、地域の特性に応じた道路整備を計画的に進める必要があります。

- 6 浄水・配水施設の多くが更新の時期を迎えていることから、ライフラインとしてよりいっそうの安定給水を図るため、各施設の整備を計画的に行う必要があります。また、農薬類などによる汚染など新たな課題にも対応できるよう、引き続き関係機関と連携して、本市の主な水源である琵琶湖・淀川水系の水質保全に努めるとともに、水の有効利用を図る必要があります。

今後も、より安全で良質な水道水を供給するため、水質管理の強化を図りながら、高度浄水処理に努めるとともに、マンションなど中高層建築物での直結給水の普及や、貯水槽水道による給水についても適正な維持管理の取組が必要です。

- 7 これまで下水道整備は、生活環境の改善と河川などの水質改善をめざして推進してきましたが、

水質改善については、いまだ大阪湾をはじめ神崎川などでは水質環境基準が達成されていない状況です。流域下水道と公共下水道の事業をいっそう総合的に展開し、水質向上を図る必要があります。

一方、雨水対策については、集中豪雨時に市内各所で浸水被害が発生していることから、雨水施設の未整備地域や雨水整備基準が低い地域等の改善、整備が必要となっています。河川事業と連携しながら雨水施設の整備を進める必要があります。

また、これからの下水道事業においては、循環型社会づくりの一環として、水循環と資源リサイクルを視野に入れた総合的な取組も求められています。

基本方向

- 1 都市計画を推進する上での指針となる都市計画マスタープランにより、市民、事業者や専門家などに、都市計画における将来の都市像を示し、都市計画への理解と参加を促します。また、個々の都市計画の相互調整に努めるとともに、土地利用規制や各種事業の推進を図ります。

これまでの地域の発展を継承しながら、自然、歴史、文化、施設、人材などを活用した、個性豊かな地域づくりをめざします。

将来にわたって都市の健全な発展を持続していくため、快適な市民生活を支えるとともに、都市の活力を創出する産業の振興を図っていく必要があります。このため、道路、公園、上下水道などの都市基盤施設の整備・充実に努めるとともに、住む、働く、憩う、遊ぶ、学ぶといった都市活動を支える土地利用の計画的な誘導をめざします。

- 2 地域の特性を生かした、特色のある公園整備を進めるとともに、市民と協働して親しめる公園の整備を図ります。
- 3 長期的な視野に立ち、より質の高いバリアフリー環境の整備を行うなど、安全で快適な交通環境づくりに努めます。
- 4 歩行者や自転車が優先される交通環境の整備や公共交通の利便性の向上を行い、過度に自動車に依存しない社会の実現をめざします。

第6章 安全で魅力的なまちづくり

第2節 暮らしや都市活動を支える基盤づくり

5 都市計画道路は、周辺景観との調和や沿道環境に配慮しながら事業中の路線を早期に完成するとともに、事業化予定路線の早期着手に努めます。

また、各種道路の役割分担を明確にし、地域の特性に応じた道路機能を検討しながら都市環境・景観の改善に努めるとともに、すべての利用者が安全で快適に通行できる道路整備をめざします。

6 より安全で良質な水道水の安定給水のために、水質管理の強化及び浄配水施設の整備を進めます。

7 「大阪湾流域別下水道整備総合計画」に基づき、下水処理の水質向上を図るとともに、合流式下水道の雨天時の対策を進めます。また、処理水や汚泥等の有効利用を図ります。

浸水被害の実態を踏まえ、計画的に雨水施設の整備を推進し、浸水に対する安全度の向上を図ります。また、都市における良好な水環境を確保するため、雨水浸透などの施策の推進に努めます。

計画

1 総合的な都市整備の推進

(1) 地域の特性を生かしたまちづくりの推進

これまで蓄積してきた都市整備に関するさまざまな情報やノウハウを提供し、市民、事業者、専門家との適切な役割分担のための仕組みづくりを進め、地域の特性を生かした活力のあるまちづくりを推進します。

(2) 適切な土地利用の誘導

調和のとれた有効かつ利便性の高い土地利用を図るため、用途地域制度や地区計画制度などによる土地利用の規制・誘導を図ります。また、必要な都市施設の整備に努めます。

(3) 都市機能の向上と市街地の整備

市街地の整備にあたっては、周辺の自然や景観が損なわれないよう環境に配慮しながら居住環境の向上、商業・業務機能の活性化、公共的空間の創出や交通機能の改善など、これからの社会経済動向を見据えた都市機能の再整備を図ります。

(4) 福祉のまちづくりの推進

社会生活を送る上でハンディキャップを持つ

た人を含めたすべての人が不自由なく安心して移動できるよう、公共施設や公共空間のバリアフリー化に努め、誰もが互いに支え合いながら社会生活を送れるまちづくりを推進します。

(5) 吹田操車場の跡地利用

吹田操車場の跡地利用は、大阪都心部への近接性や周辺部における大学、学術研究、医療機関といった高度な都市機能の集積など、恵まれた立地特性を最大限に生かし、本市のみならず広域的な利用も視野に入れ、周辺地域との調和や居住環境の向上、緑豊かな公共空間の創出など、魅力的で独自性のあるまちづくりを市民参画の下で進めます。

2 緑豊かな安心して遊べる公園整備

(1) 特色のある公園・緑地の整備

「みどりの基本計画」に基づき、緑の整備目標の確保に向け計画的に公園・緑地の整備を市民参画の下で行います。また、樹林や竹林などの資源及び歴史的な環境も活用しながら、すべての人が四季折々の豊かな緑とふれあえ、親しみ、やすらぎを実感できる公園づくりを進めます。

(2) 公園施設の整備と維持管理

誰もが使いやすく快適で安心して遊べる公園となるよう、施設の整備と適正な維持管理に努めるとともに、利用マナーの向上について啓発に取り組みます。

(3) 市民との協働による公園管理

身近な公園の管理を市民との協働により行うため、コミュニティづくりと活動の支援に努め、地域に愛される公園づくりを進めます。

3 誰もが安全で快適な交通環境づくり

(1) 交通バリアフリーの推進

駅舎や駅前広場等においては、公共交通事業者と連携しバリアフリーを含むユニバーサルデザインを推進するとともに、歩道等においても、バリアフリー基準に適合した整備に努めます。

また、バリアフリーに対する認識を深めるための啓発や教育等に取り組みます。

(2) 違法駐車防止

「違法駐車等の防止に関する条例」に基づき、

違法駐車の一掃に向けた指導や啓発に取り組みます。また、駐車場が不足する地域では公共施設などを利用した有料による駐車場の整備に努めます。

(3) 自転車の放置防止

自転車利用者のマナーの向上を図り、レンタルサイクルの活用を推進するとともに、駅周辺の商業施設などと協働し路上放置の解消に努めます。

(4) 交通安全施設の整備

交通安全施設の整備を計画的に進めるとともに、周辺環境やデザインにも配慮した整備に努めます。

(5) 交通安全教育の推進

学校や地域などにおける交通安全教育の推進によって交通安全意識の啓発に努めます。

4 自動車に過度に依存しない交通環境づくり

(1) 歩行者・自転車優先のまちづくり

歩道の整備や歩車分離信号の設置を進めるとともに、自転車歩行者道の整備やネットワーク化についても検討します。また、駅周辺での自転車駐車場整備や商業集積地での自転車対策を行い、歩行者・自転車優先のまちづくりを進めます。

(2) 総合交通体系の確立

交通需要マネジメント施策など新たな交通施策の実施や、交通結節点の利便性向上を行うことにより、公共交通の利用を促進するとともに、自動車交通量を抑制し、交通渋滞や環境問題の解消に努めます。また、交通の不便な地域においては、地域住民の意見を聴きつつ、交通便利性の向上に資する移動手段について検討します。

5 安全で快適な道路整備

(1) 都市計画道路の整備

都市計画道路は、国道・府道との広域的な道路ネットワークの形成をめざし、地域間を結ぶ円滑で機能的な移動空間として、また災害時の防災空間として整備を進めます。

(2) 道路機能の整備

道路機能の向上を図るため、高齢者や障害者

などすべての歩行者、自転車が安全で快適に利用できる交通機能の充実と、道路緑化や景観に配慮した舗装など魅力的な空間の創出に向け、地域の状況に応じて整備を進めます。また、電線の地中化についても検討を進め、更なる空間機能の充実をめざします。

(3) 道路機能の管理・維持

適正な道路管理のため、橋梁の耐震補強をはじめ、道路施設の更新・補修を計画的に行い、安全性、機能性の保持に努めるとともに、災害時の情報通信網などライフラインの安全性の向上を関係機関に働きかけます。

(4) 環境整備・安全対策の充実

高速自動車道、国道・府道の沿道環境整備対策や安全対策の充実を道路管理者に働きかけます。

6 上水道の整備

(1) 水源の有効利用

自己水源の確保と有効利用及び大阪府営水道からの受水による安定給水に努めます。

(2) 水質の適正管理

水質の保全に向けて関係機関との連携に努めるとともに、水質管理の強化や小規模受水槽(有効容量10m³以下)の調査・点検により適正管理を図ります。

(3) 浄配水施設の計画的な整備

安定した給水を確保するため、上水道施設等整備事業により、各施設の更新を耐震性の向上を図りながら計画的に進めます。

(4) 給水方法の改善

直結(増圧)給水のいっそうの普及に向け条件整備を進めます。

(5) 水の適正利用

計画的な漏水調査及び漏水防止作業により有効率の向上を図るとともに、浄配水システムの充実により水の適正・有効利用を図ります。

7 下水道の整備

(1) 下水道管等の充実

下水道管の適切な維持管理を行うため、下水道台帳の充実に努めるとともに、既存施設の改築・更新を耐震性の向上を図りながら計画的に

第6章 安全で魅力的なまちづくり

第2節 暮らしや都市活動を支える基盤づくり

進めます。

また、暫定的な処理地域等については、下水道計画に整合させるための整備を図ります。

(2) 下水処理場・ポンプ場の充実

下水処理場及びポンプ場については、老朽化した施設・設備の計画的な改築、更新を耐震性の向上を図りながら計画的に進めます。また、放流水質の向上のために、合流式下水道の改善と高度処理を実施するなど、下水処理場・ポンプ場の充実を図ります。

さらに、下水汚泥の再資源化をいっそう推進するとともに処理水の再利用を図ります。

下水処理場の拡張整備においては、敷地内に水・緑環境の創出を図り、周辺環境への配慮や多目的利用が図られるよう努めます。

(3) 総合的な雨水対策の推進

雨水対策を推進するために、河川事業との連携を図りながら、効率的な雨水施設整備に努めるとともに、雨水の流出を抑制する貯留施設や雨水浸透施設の設置を促進し、総合的な対策を図ります。

なお、浸水被害の発生地域においては、雨水施設の能力増強の整備を重点的、計画的に進め、被害の軽減を図ります。

(4) 流域下水道の整備

流域下水道幹線の未施工箇所の早期完成と、処理施設の高度化の推進を関係機関に要望します。また、流域下水道と公共下水道の今後のあり方について検討します。

第6章 安全で魅力的なまちづくり

第3節 良好な住宅・住環境づくり

体系

- 1 多様なニーズに対応した住宅の整備
 - (1) 総合的な住宅政策の推進
 - (2) 健康で安心して住める住宅整備
 - (3) 市営住宅における住環境の向上
 - (4) 分譲マンションへの支援
- 2 良好な住環境づくり

動向と課題

- 1 本市の住宅・住環境をめぐっては、千里ニュータウンなどの計画的住宅地での既存住宅の建替え、企業所有地や低層住宅地域の周辺での開発事業などによる住環境への影響が課題となっています。

住環境の保全と向上を図るためには、開発事業が周辺環境と調和したものとなるよう誘導するとともに、各種の制度を活用しながら、市民の自主的なまちづくりを支援していくための仕組みづくりが求められています。
- 2 少子・高齢化の進行、家族構成の変化、生活様式の多様化などに伴い、住宅に対する市民のニーズは、単に住戸規模の拡大に止まらず、住宅のバリアフリー化や新しい住宅設備、環境共生への対応など、住宅の質の向上へと変化しています。このような新たなニーズに対応した住宅の供給や、多世代共生型の住宅など、多様化した住み方に合った住宅の供給を促進することが求められています。
- 3 今後とも本市が住宅都市として発展していくためには、住宅の機能更新を進めながら、居住ニーズの変化に対応した魅力と個性ある住まいづくりが求められています。

基本方向

- 1 多様で異なる市民のライフスタイルやライフ

ステージに対応できる住宅に関する支援等を充実するとともに、各種制度を活用した総合的な住宅政策を推進します。

- 2 緑の空間の確保や景観への配慮など環境と調和した計画的なまちづくりを進めるとともに、福祉、保健、医療との連携を図りながら、誰もが安心して生活できる住宅・住環境づくりを進めます。
- 3 建築協定や地区計画などの制度の活用を図るとともに、「開発事業の手続等に関する条例」に基づき、開発事業に対するきめ細かな規制・誘導を進め、市民、事業者、行政の協働の下で、よりよい住環境づくりに努めます。

計画

- 1 多様なニーズに対応した住宅の整備
 - (1) 総合的な住宅政策の推進

「(仮称)住宅マスタープラン」(平成17年度(2005年度)中に策定予定)に基づき、子育て世代をはじめ、市民の多様なニーズに対応した良好な住宅の供給を促進するとともに、地域の特性に応じた住宅・住環境の整備を図り、総合的な住宅政策を推進します。
 - (2) 健康で安心して住める住宅整備

高齢者や障害者が住みなれた地域で、健康で安心して住み続けられるよう、住宅施策と福祉施策との連携を図り、事業者と行政の協働による住宅の整備に努めます。
 - (3) 市営住宅における住環境の向上

老朽化した市営住宅については、「市営住宅ストック総合活用計画」に基づく建替事業・改善事業・維持保全等により、住環境の向上を図ります。
 - (4) 分譲マンションへの支援

分譲マンションの適正な維持管理や円滑な建替を促進するため、マンション管理セミナーの開催、アドバイザーの派遣、住宅相談窓口な

どの制度活用を推進するとともに、ニーズに応じた都市型住宅の誘導を図ります。

2 良好な住環境づくり

共同住宅等の新築や建替え等においては、市民、事業者、行政との協働により、地域の特性を生かした良好な住環境づくりに努めます。また、建築協定や地区計画などの制度の活用や情報の提供、相談体制を充実し、市民の自主的なまちづくりの支援に努めます。

開発事業に際しては、「開発事業の手続等に関する条例」に基づき、公共公益的施設の整備や、事業地内に豊かな緑、ゆとりある住空間の創出を促進し、住環境の向上を図ります。また、大規模開発事業においては、構想の段階から事業の内容を開示して、周辺環境と調和した土地利用を誘導します。

第6章 安全で魅力的なまちづくり

第4節 景観に配慮したまちづくり

体系

- 1 良好な都市景観の形成
 - (1) 総合的景観施策の展開
 - (2) 自然景観の保全と育成
 - (3) 地域の景観資源の保全と活用
 - (4) 地域の特性を生かした都市景観の形成
- 2 景観形成への啓発・支援
 - (1) 景観意識の向上
 - (2) 景観形成活動への支援

動向と課題

- 1 近年、人びとの価値観は量より質を求めるものへと変化し、生活空間の質の向上という観点から、個性ある美しいまちなみや景観の形成が求められてきています。このような背景の下、良好な景観の形成を促進するため、平成16年(2004年)に「景観法」が制定されました。
- 2 市民意識調査によれば、多くの市民が「現在の場所に住み続けたいと思っている」と答え、高年齢の市民、居住年数の長い市民に強い定住意向が表れています。また、自分の住む地域に対する関心もますます高まっています。
- 3 本市では、大規模な土地の開発などに伴い、長い時間を経て形成されてきたまちなみや、都市にうるおいを与える緑地、歴史的景観資源が喪失し、その一方では新しいまちなみが誕生しています。また、景観に関する市民の活動も活発になり、みどりの協定や里親道路、アドプトロードなど地域に密着したさまざまな活動が行われています。
- 4 景観はさまざまなもので構成され、自然、歴史などを含んだ地域の文化を表すものであり、市民共通の資産です。

良好な都市景観の形成には市民、事業者、行政の協働が重要であり、地域の自然と歴史とが織りなしてきた景観と新しくつくられる景観が調和す

るように努め、個性と魅力あふれる都市景観をまもり、つくり、そだて、まちに対する誇りと愛着を高めていくことが必要です。

基本方向

- 1 住む人、働く人、学ぶ人、訪れる人のすべてに快適な都市空間の実現を図るため、地域の特性を生かし、市民、事業者、行政、専門家等がそれぞれの役割の下、協働して良好な都市景観の形成に努めます。また、市民共通の資産としての景観の向上を図り、次世代に継承していくことができるよう、魅力あふれる美しいまちづくりに努めます。
- 2 景観形成に関する情報の提供や啓発に努め、景観意識の向上を図るとともに、市民や事業者による景観形成活動への支援に努めます。

計画

- 1 良好な都市景観の形成
 - (1) 総合的景観施策の展開

景観行政の姿勢をより明確にするため、「(仮称)都市景観条例」を制定し、景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
 - (2) 自然景観の保全と育成

丘陵部に残されたまとまった緑地や河川空間などの資源の保全と活用に努め、市民にうるおいややすらぎを与える自然景観の育成に努めます。
 - (3) 地域の景観資源の保全と活用

歴史的景観資源をはじめとする地域の景観資源を保全・活用し、景観形成の誘導に努め、次世代に継承できる美しいまちなみづくりの推進を図ります。
 - (4) 地域の特性を生かした都市景観の形成

道路、公園などの公共空間や公共建築物の整備や機能更新においては、地域の特性、立地、

規模や機能などに十分配慮するとともに、地域において先導的な役割を果たし、まちのシンボルとなる景観の創出に努めます。

また、民間建築物等においても地域の特性に配慮し、周辺のまちなみと調和するとともに、新しい景観をリードしていくものとなるよう支援・誘導を図ります。

2 景観形成への啓発・支援

(1) 景観意識の向上

まちに対する誇りや愛着を高め、良好な都市景観の形成を推進するため、市民、事業者、行政の協働の下、地域の歴史や文化、景観に関する情報の提供や啓発に努め、景観意識の向上を図ります。

(2) 景観形成活動への支援

地域住民に親しまれる景観づくりのための制度や仕組みに関する情報の提供、相談体制の充実を図るとともに、みどりの協定や里親道路、アドプトロード、まちの美化など暮らしに密着した景観形成活動の支援に努め、美しいまちなみの創出を図ります。

第7章 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

第1節 地域の特性を生かした産業の振興

第7章 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

第1節 地域の特性を生かした産業の振興

体系

- 1 商工業の活性化
 - (1) 魅力ある商業地づくり
 - (2) 都市型工業の振興
 - (3) 人、もの、情報の交流機能の推進
- 2 商工業の新たな展開
 - (1) 生活支援型産業の振興
 - (2) 産業支援型サービス業の振興
 - (3) 起業家への支援
- 3 商工業を支える基盤づくり
 - (1) 人材の育成
 - (2) 組織活動の活性化
- 4 地域性を生かした都市農業の推進
 - (1) 都市農業の推進
 - (2) 新鮮で安全な農産物の供給促進
 - (3) 地産地消の推進
 - (4) 農業労働力の確保と育成
- 5 うるおいのある都市農業の推進
 - (1) 自然に親しめる機会の充実
 - (2) 快適な空間の形成
 - (3) 農業に対する市民の理解の促進

動向と課題

- 1 少子・高齢化の進行や長引く不況など、市民生活をめぐる状況が変化している中で、産業は、市民の就労や所得の確保など、日々の暮らしを支える基盤であるだけでなく、市税収入を生み出す経済基盤でもあり、まちの活力を生み出しにぎわいをもたらすことから、その安定した発展が課題となっています。
- 2 本市は、大阪都市圏における住宅都市であるとともに、江坂周辺地域をはじめとして商業・業務機能が集積しており、都心的機能を一部担っています。良好な住宅都市としての基本的性格を保ちながら、複合型都市として発展していくためにも、

環境の保全や快適なまちづくりの視点に立った産業振興策の展開が求められています。

- 3 市内の事業所をみると、卸売・小売業、飲食店が事業所数で4割を超えており、次に多いサービス業を入れると全事業所の4分の3以上を占めています。全体としては卸売・小売業、飲食店の減少も含め事業所数が減る産業が多い中、運輸・通信業、サービス業の事業所数は増加傾向をたっています。

本市は大阪市に隣接しているという立地の良さから市南西部に、卸売・小売業、飲食店及び情報サービス産業が集積していますが、近年事業所の移転や閉鎖など変化が生じており、この地域の活性化が、本市の商工業の発展に大きく影響するものと思われます。他方、北部には先端技術を研究する大学など学術研究施設が立地し、新たな産業を創出する潜在力となっています。また、千里ニュータウンでは、ライフスタイルの変化や高齢化の進行の下で、全体的に身近な近隣商業施設が機能低下の傾向にあります。各種の施設が設置された役割を再評価しながら、今後、コミュニティ施設など幅広い世代のニーズにあった施設の設置を図るなど、新しい役割を持たせながら、近隣商業施設の活性化に向けて取り組んでいくことが求められています。

- 4 既存の商店街は、規制緩和による大型店の進出や、テレビ、インターネットなどを含む通信販売の台頭により、集客力が低下しています。また、店舗の老朽化や後継者の不足などで、商店街や小売市場では店舗数が減少し、空き店舗が増えるなどの傾向が現れています。

少子・高齢化、高度情報化、24時間型社会の到来などの社会変化に加えて、環境問題への意識の高まりや生活様式の変化など、消費者のニーズも変化し多様化しています。

商店街などの商業地は市民の日常生活の利便性と地域コミュニティを支える重要な基盤です。

中・大型店との共存のあり方について、事業活動に関する基本的事項を定めるなどの検討を行い、地域の特性を生かした商業地づくりや、消費者ニーズに対応した多様なサービスの提供を充実するなど、まちづくりの新たな視点で、その活性化を図っていく必要があります。

- 5 製造業は、事業所数、年間出荷額ともに減少しており、全体として低迷傾向を示しています。工場の閉鎖や移転に伴い宅地化が進む中で、既存の工場とその周辺地域とが調和した環境の整備を図っていくことが課題となっています。

今後は、本市が北大阪地域における大学・研究機関の集積地であることを生かし、技術開発や研究を産学連携で推進し、製品の開発など都市型工業としての新たな事業展開を図る必要があります。

また、市内外の事業者と、あるいは海外の企業との製品の仕入れや販売、情報や交流などの事業活動の促進を図ることが、市内製造業の振興につながると考えられます。

- 6 農業については、農家数、農業従事者のいずれも減少しており、農業従事者の高齢化と後継者不足、また、都市化の進展に伴う農地の減少や宅地等との混在化、農業用水や日照の確保、ごみ投棄の問題など農業経営を取り巻く生産環境は厳しい状況にあります。
- 7 農地の粗放化、遊休化は生産環境を悪化させるだけでなく、周辺住民の生活環境へ悪影響を及ぼすこととなります。農産物の生産基盤としての機能の維持を推進する一方で、環境保全、防災、景観維持など農地の持つ多面的な機能を活用した農地の保全に努めることにより、都市と調和したうおいのある農業を推進することが必要です。

基本方向

- 1 「新商工振興ビジョン」(平成17年(2005年)中に策定予定)に基づき、商工業の振興を図り、市民の多様なニーズに対応した商品やサービスの提供を通して、いきいきと暮らし、働き、学び、遊ぶことができる魅力あるまちの実現をめざします。
- 2 地域の特性を踏まえ、まちづくりの新たな視点

で市民生活の利便性を高め、アメニティ豊かな魅力ある商業地づくりを進めるとともに、工業の高度化を支援し、生活環境と調和した都市型工業への展開を図ります。

- 3 サービス業などが充実するよう振興策を推進します。また、商工業の活力をいっそう高めるため、ベンチャー産業、コミュニティビジネスなどの起業を支援します。
- 4 市内商工業の組織活動の活性化を図るため、事業者や従業者、そのリーダーなどの人材の育成を支援します。また、組織、経営の近代化・効率化を図るため、情報通信技術の活用を検討している事業所等を支援します。
- 5 「農業振興ビジョン」の基本理念である都市と調和する農業の推進を図ります。
- 6 農地を遊休化することなく、農産物の生産意欲のある農家が継続して農業ができるよう、農業生産環境の整備を図るとともに、都市の貴重な緑の空間として農地の持つ多面的な機能を活用し、本市の農業の推進を図ります。

計画

1 商工業の活性化

(1) 魅力ある商業地づくり

商業地が、商品やサービスを提供する商業機能に加え、文化、学習、娯楽、コミュニティなどの多様な機能を持つことは、その活性化とまちのにぎわいにつながります。それぞれの商業地の個性を生かし、消費者に便利で快適な魅力ある商業地づくりを推進します。

(2) 都市型工業の振興

国際競争が本格化した時代に対応するため、企業相互の連携、産学連携を深め、新しい技術、製品の開発を促進するなど工業の高度化への支援を進めます。さらに、環境に配慮した事業活動を支援、促進し、都市型工業への展開を図ります。

(3) 人、もの、情報の交流機能の推進

地域や業種、世代間の交流活動を促進し、消費者との交流の機会を設定するとともに、商工

第7章 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

第1節 地域の特性を生かした産業の振興

業関連情報を発信することにより、市内商工業の振興を図ります。また、情報通信技術の活用を図る事業所への支援を充実します。

2 商工業の新たな展開

(1) 生活支援型産業の振興

時代の変化に対応して市民生活を豊かでうるおいのあるものにする生活支援型産業を支援し、情報提供を行うことで、その振興を図ります。

雇用創出の効果もある新たな地域社会に密着した産業としてのコミュニティビジネスの振興を図ります。その活動の場として商店街の空き店舗を活用するなど、商店街の活性化にも寄与するよう支援の充実を図ります。

(2) 産業支援型サービス業の振興

情報通信関連、ソフトウェア、デザイン分野などでの事業所向けサービス業は、商工業における情報提供の充実、人材育成、起業化支援や高付加価値化に寄与するとともに、市内商工業の発展、育成に対して支援的な機能を有するため、その振興を図ります。

(3) 起業家への支援

若い世代による新しい分野での起業、リストラや意識変化による中高年の起業が増える中、起業をより円滑にするため、事業者の交流、情報提供などの支援を行います。また、関係機関と連携し、市内に根付く起業家の育成に努めます。

3 商工業を支える基盤づくり

(1) 人材の育成

事業者、従業者の資質の向上や経営技術についての相談機能の連携と拡充を図るとともに、セミナーなど開催することにより、人材の育成、事業継承者の確保、就業環境の充実を促進し、商工業振興を図ります。

(2) 組織活動の活性化

事業者間の交流や組織活動の活性化を図ることは、事業活動を促進する上で重要な要素です。特に商業は個別事業者の努力に加えて、商業環境が経営に大きく影響することから、組織的な対応が必要となるため、事業者間の交流促進、組織活動のリーダーの養成等を支援し、組織活

動に取り組む体制の充実を図ります。

4 地域性を生かした都市農業の推進

(1) 都市農業の推進

ほうれんそう、しゅんぎく等の軟弱野菜類の栽培や、特産物である「吹田くわい」の栽培など、地域性を生かした農業の推進を図ります。

(2) 新鮮で安全な農産物の供給促進

農薬や化学肥料の使用量を削減する環境保全に配慮した栽培方法を推進し、より新鮮で安全な農産物の供給を促進します。

(3) 地産地消の推進

生産地と消費地が密着した立地性を生かし、農業労働力の不足する生産農家にとって可能な地産地消型の販売形態を検討します。

(4) 農業労働力の確保と育成

農業従事者の高齢化、後継者の減少が深刻化する中、農作業への参画を希望する市民の活用など農業労働力不足を補う方策を検討します。

5 うるおいのある都市農業の推進

(1) 自然に親しめる機会の充実

市民農園など市民が土に親しみ、自然にふれあえる機会の充実に努めます。

(2) 快適な空間の形成

農地にれんげ、コスモス等草花の栽培を奨励し、うるおいとやすらぎが感じられるような空間の形成を図ります。

(3) 農業に対する市民の理解の促進

農産物の即売会、農作業体験事業などを通じて農家と市民の交流を促進することにより、市民の農業に対する理解を深めるように努めます。

第7章 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

第2節 就労を支援する環境づくり

体系

- 1 雇用・就労の支援
 - (1) 雇用対策の推進
 - (2) 労働関係情報の提供
- 2 勤労者福祉の充実
 - (1) 福利厚生事業の充実
 - (2) 余暇活動等の支援
- 3 労働条件の整備
 - (1) 労働相談の充実
 - (2) 職場環境の改善

動向と課題

- 1 平成12年(2000年)の「雇用対策法」の改正において、地方公共団体は、雇用に関する必要な施策を講ずる旨の規定が設けられました。国の施策や役割とともに市が担う役割として、地域における就職困難者等の雇用・就労の促進や、自立支援に向けた取組が必要となっています。
- 2 長引く不況を受けて景気は低迷し、完全失業率も依然として高い数値を示しています。派遣労働者や契約社員の増加など雇用形態が多様化し、労働環境が複雑化しています。また、フリーターやニートと呼ばれる若者が増えており、若者の就労支援に向けた施策が求められます。一方、団塊の世代と呼ばれる層が退職期を迎える中で、高齢者が就労を通して、いきいきと暮らせるように、雇用促進に向けた施策が必要となっています。
- 3 勤労者福祉共済制度のよりいっそうの充実を図るため、未加入事業所に対して加入促進を進めていく必要があります。また、勤労者の福祉の増進と雇用の安定に向けて、勤労者のニーズに対応し、福利厚生事業などをいっそう充実していくことが求められています。
- 4 厳しい社会経済、労働情勢の中、勤労者の安定した生活と福祉の向上、健全な労使関係、男女共

同参画社会の実現を図るためには、労働に関する法律の正しい知識と理解、認識を深めることが必要であり、そのためのきめ細かい労働施策の展開が必要です。

基本方向

- 1 急速な少子・高齢化、労働環境や就労形態の多様化、就労意識の変化に対し、関係機関と連携を図りながら、勤労意欲の醸成や職業能力の向上など雇用・就労の促進に努めます。
- 2 中小企業に働く勤労者の生活の安定と豊かな暮らしに向けて、勤労者福祉の充実に努めます。
- 3 勤労者の雇用の安定と地位の向上に向け、労働者に対する相談業務の充実に努めるとともに、事業所に対して職場環境の改善を働きかけます。

計画

- 1 雇用・就労の支援
 - (1) 雇用対策の推進

障害者、母子家庭の母親、中高年齢者、若年者などのさまざまな就労ニーズに対応するため、「地域就労支援計画」に基づき、コーディネーターによる職業相談を実施するとともに、雇用・就労につながる能力開発に努めます。

また、ハローワークなど関係機関と連携を図り、地域ネットワークを構築し、雇用・就労を促進します。
 - (2) 労働関係情報の提供

勤労者の安定した生活と福祉の向上を図るため、関係機関と連携しながら労働関係情報の提供に努めます。

また、労働に関する法律について三島地域における広域的・効果的なセミナーを開催し、労使関係の安定化と充実に努めます。
- 2 勤労者福祉の充実

(1) 福利厚生事業の充実

勤労者の福祉の増進を図るため、勤労者福祉共済制度の充実を図ります。

(2) 余暇活動等の支援

勤労者の教養、文化の向上と勤労者の福祉の増進を図るため、勤労者会館において勤労者の年齢や個人ごとのニーズに対応した魅力ある事業の実施に努めます。

3 労働条件の整備

(1) 労働相談の充実

勤労者の安定した生活と福祉の向上、健全な労使関係に資するため、相談業務の充実に努めます。

(2) 職場環境の改善

労使関係の安定化、男女共同参画社会の実現、働きがいのある職場づくりをめざし、職場環境の向上について事業所に対して働きかけます。

第7章 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

第3節 消費生活を支える環境づくり

体系

- 1 消費者の利益と安全の確保
 - (1) 消費生活センターの充実
 - (2) 消費者啓発
 - (3) 消費者の意見の反映
 - (4) 消費者活動の支援
 - (5) 消費者関係法令整備等の要請
 - (6) 適正取引の確保

動向と課題

- 1 近年、わが国においては、規制緩和が進められるとともに、高度情報通信社会が進展するなど、経済社会の状況は著しく変化しており、消費者を取り巻く環境も大きく変化してきています。それに伴い、消費者問題も多様化し複雑化しています。

このような変化の中、平成7年(1995年)には、製造物の欠陥による製造業者等の賠償責任について定めた「製造物責任法」が、また平成13年(2001年)には、適正な消費者取引を実現するための包括的な民事ルールとして「消費者契約法」が施行されるとともに、平成16年(2004年)には「消費者保護基本法」が「消費者基本法」と改正され、「消費者の権利」が明記されるなど、消費者の利益の擁護と増進に関する施策を進めるための枠組みが整えられつつあります。

- 2 本市の消費者行政は、消費生活センターを拠点にして消費者保護と消費者教育を大きな柱として展開してきました。一方、消費者団体が中心となって、自らが消費者問題を学んで正しい知識を身につけ、主体性ある消費者活動が進められてきました。

しかしながら、消費生活相談は年々増加し、インターネットを利用した新たな商法などの出現、高齢者など社会的弱者を狙う悪質商法などに対する課題等、問題は山積しています。一方、食の安

全や地球温暖化などの環境問題について消費者の関心は高く、広範な社会問題に対してきめ細かい対応が不可欠となっているとともに、近年の事業者としての信頼を損なう事件の発生などに対し、企業の自主行動基準の策定も求められています。

今後とも、消費者トラブルの解決と被害者救済を図り、消費者利益を擁護し消費者の権利を確立する施策の展開が必要です。

基本方向

- 1 消費生活相談を充実することにより、被害の未然防止と被害に対する迅速で適切な対応に努めます。
- 2 消費者の役割や行政、事業者の責務を明確にしながら、消費者の権利の尊重、自立の支援に努めます。
- 3 消費者が消費生活において必要な知識を修得し、自主的、合理的に行動できるよう、啓発活動や消費者教育等の充実にも努めます。
- 4 消費者組織の育成に努めるとともに、消費者の自主的な活動を支援します。

計画

- 1 消費者の利益と安全の確保
 - (1) 消費生活センターの充実
消費生活にかかわる被害を未然に防止するために、情報提供や被害の解決を図る消費生活相談の機能を強め、消費生活センターの充実を図ります。
 - (2) 消費者啓発
消費者の自立の支援のため、消費者が自ら判断し選択できるよう必要な知識の普及や情報提供に努めます。また、環境保全や安全の確保などについて、消費者団体との連携を図り啓発活動に努めます。

(3) 消費者の意見の反映

消費者の意見が市の消費者施策や事業者の事業活動に反映されるよう、環境整備に努めます。

(4) 消費者活動の支援

消費者団体の育成・強化に努め、自主的な消費者活動を支援します。

(5) 消費者関係法令整備等の要請

消費者被害の未然防止や被害にあった消費者の救済をいっそう強化するために、消費者関係法制度の整備や施策の充実を国や大阪府に要請します。

(6) 適正取引の確保

消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、必要な情報提供や適正な勧誘が行われるよう、事業者、消費者団体や関係機関との連携を図ります。

基本計画推進のために

本格的な少子・高齢社会を迎える中、基本構想では、市民生活をめぐる環境の大きな変化を踏まえ、新たな将来像を「人が輝き、感動あふれる美しい都市 すいた」と設定しました。この将来像は、市民の暮らしの場であるまちを、安心して暮らし、働き、学び続けることができる「美しい都市」として実現することをめざしています。「美しい都市」とは、生活基盤が整った中で、緑や水辺、歴史的まちなみ、商店街や建物、歩道などがうるおいや落ち着きをみせているだけでなく、都市文化が育ち、人びとが集い、交流し、豊かなコミュニティが形成されたまちのことであり、それは、35万人の市民が、多様な暮らしを平和に穏やかに、豊かに営んでいるまちの姿でもあります。そして、そのようなまちを次世代に引き継いでいく必要があります。

市民が暮らす地域にはそれぞれの特徴があり、異なるまちなみを形成しています。市民自らの手による地域づくりの取組も広がりつつあります。地域の特性を生かすためには、地域に視点を置いた取組が必要です。

将来像の実現のために、市民参画・協働の仕組みを整え、英知を生かし、今まで以上に市民と共にまちづくりに取り組み、地域での総合的できめ細かな施策の展開を図っていかなければなりません。

以上のことから、基本構想で示された施策の大綱を具体化し、計画的に進めるための基本計画について、次の方策を講じ推進します。

1 協働によるまちづくり

将来像の実現のために第1章から第7章にわたって基本となる計画を掲げていますが、とりわけ重要なのは、市民、事業者との「協働によるまちづくり」の推進です。

市民、事業者、行政が、相互の主体性を尊重しながら信頼関係を深め、地域社会が抱える問題の解決に向けて、それぞれの役割を担う「協働によるまちづくり」を推進するため、

- ・市民の活動を促進するための情報を積極的に提供し、参画の仕組みを整えること
- ・活動の場を提供すること
- ・地域でのネットワークの形成に必要な拠点施設の配置を行い、ネットワークの安定的、効果的な運営のための専門的な支援を行うこと
- ・福祉や環境、文化などの分野で、市民の自主的な地域活動等を通じて広がりを見せはじめている市民のサービス提供者としての参加を支援すること

など、具体的な協働の仕組みづくりを進めます。

2 地域の特性を生かしたまちづくり

〈地域別計画の推進とその推進体制にふれる。〉

[地域別計画案とあわせて検討のため保留]

3 行政構造の改革

市民に身近な行政はできる限り身近な地方自治体が行うという地方分権の下では、市民参加による行政の推進だけでは十分とはいえません。市民、事業者、行政の関係を見直し、3者がそれぞれに「まちづくりの主体」として役割と責任を分担し、協力し合う関係を築いていかなければなりません。

そのためには行政自らが、これまでの行政のあり方を見直し、構造改革に取り組む必要があります。そのため、次のことに取り組みます。

- ① 市民、事業者、行政の役割について、時代の変化に対応しながら、市民、事業者と共に検討を進めます。
- ② 行政の透明性を高めるために、情報の共有化を進めます。
- ③ 協働によるまちづくりを推進するため、意思決

定の迅速化とともに、縦割り組織の欠陥を補う柔軟な執行体制の整備を図ります。

- ④ めざす職員像、組織像の指針となる「人材育成基本方針」(平成 17 年度(2005 年度)中に策定予定)に基づき、協働によるまちづくりを担うことができる人材の育成と活用を図ります。

4 計画的な行財政運営の推進

行政課題に効率的・効果的に応え、市民の満足度を高めていくために、次の方策を講じます。

- ① 簡素で効率的な行政組織の構築を図ります。
- ② 健全な財政基盤を確立するため、適正な行財政運営に努めます。さらに、市税収入等の自主財源の充実・確保に努めるとともに、国に対しては、地方が担うべき事務と責任に見合った税源移譲を伴った真の地方分権推進を求めていきます。
- ③ 計画的に施策を実施するため、財政的な裏付け、事業の緊急性、効果の検討を行いつつ、5 年を期間とする実施計画を定め、計画の着実な推進を図ります。
- ④ 効率的・効果的な施策の実施と迅速な見直しを行うために、事務事業評価システムを充実させるとともに、総合的な行政評価システムを構築します。
- ⑤ 基本計画の進行管理について、数値目標の到達度など計画の進捗状況を市民に公開し、協働して点検する仕組みを構築します。
- ⑥ 市民の日常生活圏や経済圏が拡大する中で、市域を越える広域的な行政課題に効率的・効果的に対応するとともに、市民の利便性の向上を図るため、広域行政に取り組みます。